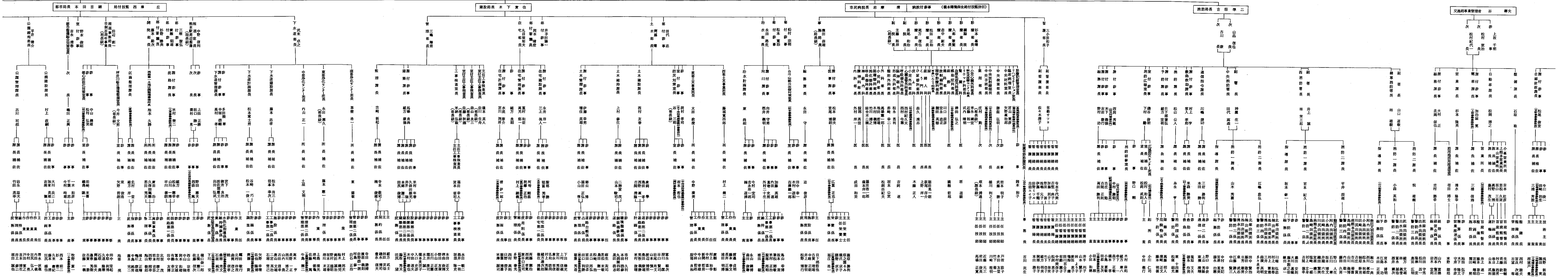


総務

1	行政機構 (人事配置)	23
2	歴代市長	31
3	職員数	31
4	給与	31
5	総合計画	35
6	広報・広聴	49
7	市民相談	53
8	総合行政情報 システム	57
9	国際交流	59
10	女性行政	62
11	消費者行政	65
12	職員研修	67
13	選挙	71
14	名誉市民	75
15	財政	77
16	市税	82
17	開発公社	86
18	土地開発基金	87
19	市庁舎概要	87
20	総合支所	89



2 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	11	平野 龍起	昭17. 6.25	昭20. 8.10
2	松崎 為己	" 26. 9.15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20.10. 4	" 21. 3.11
3	辛島 格	" 30. 9.13	大 2. 1.20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6.14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3.10.10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1.14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3.20	" 31. 2.23
6	佐柳 藤太	" 6.11.20	" 10.11.19	17・18	坂口 主税	" 31. 3.16	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1.19	" 14. 7.13	19・20	石坂 繁	" 38. 2.15	" 45.11.26
8	辛島 知己	" 14. 9.14	昭 4. 7. 4	21~24	星子 敏雄	" 45.12.20	" 61.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4.17	25	田尻 靖幹	" 61.12. 7	平 2.12. 6
10	山隈 康	" 9. 5.14	" 17. 5.13	26	田尻 靖幹	平 2.12. 7	在任中

3 職員数

(平5.5.1現在)

区分	定数	現員数
市長事務局	4,113	4,092
議会事務局	28	26
選挙管理委員会事務局	22	14
監査事務局	17	17
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	998	978
公平委員会事務局	5	市長事務局局兼務
消防局	611	600
農業委員会事務局	27	22
交通局	499	497
水道局	407	393
計	6,727	6,639

4 給与

(1) 局別職員給料

(平5.4.1現在)

局別	給料月額			平均年齢	平均勤続年数
	最高	最低	平均		
市長事務局	630,800円	140,100円	314,009円	38歳 7月	15年 1月
議会事務局	507,200	180,700	325,512	40・ 7	16・ 10
選挙管理委員会事務局	527,300	170,200	354,029	44・ 3	21・ 7
監査事務局	533,600	240,100	365,887	43・ 9	21・ 7
教育委員会事務局	539,900	140,100	344,299	44・ 3	17・ 6
消防局	521,000	144,800	305,224	38・ 0	17・ 0
農業委員会事務局	508,900	144,800	332,914	42・ 8	20・ 0
交通局	508,900	144,800	304,911	44・ 4	17・ 0
水道局	527,300	149,800	311,191	39・ 5	17・ 7
全体	630,800	140,100	307,417	39・ 10	15・ 11

(2) 初任給基準

(平5.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
		正試 規 の 験	上 級 中 級 初 級		級	号給	金 額
一 般 職 員 給 料 表	一 般 職	正試 規 の 験	上 級		2	5	170,200円
			中 級		1	7	149,800
			初 級		1	5	140,100
		そ の 他	大 学 卒	2	5	170,200	
			短 大 卒	1	7	149,800	
	高 校 卒		1	5	140,100		
	中 学 卒		1	3	130,900		
	保 母			短 大 卒	1	7	149,800
	業 務 職			高 校 卒	1	5	140,100
				中 学 卒	1	3	130,900
		医 療 技 術 職	薬 剤 師		大 学 卒	2	5
	栄 養 士			大 学 卒	2	5	170,200
	診 療 放 射 線 技 師			短 大 3 卒	1	9	160,000
	臨 床 検 査 技 師			短 大 3 卒	1	9	160,000
	理 学 療 法 士			短 大 3 卒	1	9	160,000
	歯 科 衛 生 士			短 大 2 卒	1	8	154,900
	獣 医 師			修士課程修了	2	8	186,000
	看 護 保 健 職	保 健 婦		大 学 卒	2	5	170,200
		助 産 婦		短 大 3 卒	1	9	160,000
		看 護 婦		短 大 2 卒	1	8	154,900
消 防 職 給 料 表	消 防 職	正試 規 の 験	上 級	大 学 卒	1	10	180,600
			初 級	高 校 卒	1	4	149,800
医 療 職 給 料 表	医 療 職			博 士 課 程 修 了	1	8	286,100
				医 大 卒	1	2	222,800
教 育 給 料 表(1)	教 育 職			大 学 卒	2	2	180,800
				短 大 卒	1	4	152,700
教 育 給 料 表(2)	教 育 職			大 学 卒	2	5	179,400
				短 大 卒	2	2	153,900

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	1,096,000円	平4.4.1	1,067,000円	平3.4.1
助 役	855,000	"	832,000	"
収 入 役	768,000	"	747,000	"
常勤監査委員	646,000	"	621,000	"
企業管理者	658,000	"	633,000	"
教 育 長	557,900	平5.4.1 (一般職職員9級適用)		

区 分		現 行 報 酬 額	施 行 年 月 日	改 正 前 報 酬 額	施 行 年 月 日
教育委員会	委 員 長	月 額 121,000円	平 5 . 4 . 1	118,000円	平 4 . 4 . 1
	委 員	月 額 69,000	"	67,000	"
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非 常 勤)	月 額 115,000	"	112,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 64,000	平 4 . 4 . 1	62,000	平 3 . 4 . 1
公平委員会	委 員 長	月 額 75,000	平 5 . 4 . 1	73,000	平 4 . 4 . 1
	委 員	月 額 50,000	"	49,000	"
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 75,000	"	73,000	"
	委 員	月 額 50,000	"	49,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4 . 1 . 1	7,000	昭61. 4 . 1
投 票 管 理 者 及 び 開 票 管 理 者		1回につき11,000	平 4 . 4 . 1	9,000	平元. 4 . 1
選 挙 長		1回につき11,000	"	9,000	"
投 票 立 会 人、開 票 立 会 人 及 び 選 挙 立 会 人		1回につき10,000	"	8,000	"
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4 . 1 . 1	7,000	昭61. 4 . 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 75,000	平 5 . 4 . 1	73,000	平 4 . 4 . 1
	副 会 長、部 会 長 及 び 副 部 会 長	月 額 50,000	"	49,000	"
	部 会 の 委 員 及 び そ の 他 の 委 員	月 額 47,000	"	46,000	"
婦 人 相 談 員		月 額 101,000	平 4 . 4 . 1	97,000	平 3 . 4 . 1
家 庭 相 談 員		月 額 101,000	"	97,000	"
社 会 教 育 指 導 員		月 額 101,000	平 5 . 4 . 1	97,000	平 4 . 4 . 1
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4 . 1	日額7,000円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭61. 4 . 1

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

(平 2 . 4 . 1 施行)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
号 1	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃、	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ っては中級の運賃、	円 3,600	円 17,800	円 3,600
2	企業管理者・常 勤の監査委員・ 8級及び9級の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあってはそ の乗車に要する運賃 及び特別車両料金を 徴する客車を運行す るものによる旅行を する場合には特別車 両料金	2階級に区分する船 舶にあっては上級の 運賃。ただし、鉄道 連絡船にあっては鉄 道運賃に同じ。	3,000	14,800	3,000
3	3級から7級ま での職務にある 者			2,600	13,100	2,600
4	1級及び2級の 職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金又は準急行料金を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行料金を支給する。
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 4 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

5 総合計画

基本構想

(1) 基本的考え方

ア 基本構想の意義

この基本構想は、市民と行政が一体となった今後の都市づくりの目標として、将来の熊本市像を描き、これを実現するための基本方策を明らかにするものである。

これに基づいて別に定める基本計画、実施計画とあわせて、総合的・計画的な市政運営の指針とする。

イ 基本構想の期間と将来人口

この基本構想は、おおむね21世紀初頭を目途とする。

また、平成12年（西暦2000年）における熊本市の人口は70万人程度、近隣の市町村を含めた広域都市圏の人口は100万人程度になるものと想定する。

ウ 21世紀へ向けた都市づくり

① 基本姿勢

都市の主役は市民である。広範な市民の参加のもとで、市民の創意とエネルギーを結集した都市づくりをすすめる。

また、都市経営の視点に立って、行財政の効率的運営はもとより、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら一体となって、熊本らしい特色ある都市づくりをすすめる。

② 基本的方向

熊本市は、大阿蘇に連なり有明海に臨む大地のうえに、豊富な地下水と温暖な気候に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統ある文化・風土を育んできた。

古くは、熊本城を中心とした日本有数の城下町として栄え、近年においても、政治・経済・教育・文化など、多方面にわたる九州の中心として着実に成長してきた。

そして、市制100周年という大きな節目を経て、新たな一步を踏み出したところである。

一方、本市を取り巻く状況は、国際化、情報化、そして高齢化など我が国全体が急速な社会変化の中にあり、さらには地球規模での環境問題が顕在化し、また市民の価値観や生活意識も大きくかわりつつある。

また、東京など大都市への集中が進み、地方の活力の低下が懸念され、都市間競争も激化している。

こうした中で、飽託郡四町との合併は、本市が、21世紀に向けさらに高次の都市機能を備えた都市として大きく飛躍・発展する契機である。

本市は、固有の優れた資産を最大限に生かし、社会の変化に的確に対応しながら、安全で快適な環境のもと、市民一人ひとりが人間本来の豊かさを実感でき、都市としての魅力と活力あふれる「ヒューマンシティ・くまもと」を建設し、これを後世へと引き継いでいく。

(2) 将来像

ア 都市像

「ヒューマンシティ・くまもと」を実現するため、次の都市像を設定する。

「水と緑の人間環境都市」

本市は、清れつな地下水や豊かな緑など恵まれた自然環境とそこに息づく生態系循環を大切に、人と自然が共生する都市をつくる。また、市民が安全で快適に過ごせる生活環境を確保し、ゆとりや潤いのある良質な環境の都市を目指す。

「いきいきとした市民福祉都市」

本市は、すべての市民が、お互いの温かいおもいやりの中で、健康で生きがいに満ちた暮らしを営む社会を築く。また、市民一人ひとりが自立し、各人の能力が自由に発揮され、個性と創造性あふれる多彩な人材が育つ都市を目指す。

「活力あふれる交流拠点都市」

本市は、優れた個性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、世界に開かれた人・物・情報の活発な交流拠点を形成する。また、未来を開く新しい技術や情報を活用し、多様な産業活動が活発に生まれ、国際社会の平和と繁栄にも貢献する都市を目指す。

「風格ある文化創造都市」

本市は、先人が築いた優れた特色ある伝統・風土を市民の誇りとして大切に守り育み、風格ある歴史性豊かな都市を形成する。また、市民の豊かな創造力から多様で幅広い都市文化が生まれ、その新しい文化と伝統が調和した都市を目指す。

イ 都市空間の将来構図

4つの都市像に表された市民生活や都市活動の舞台となる都市空間の将来構図を次のように描く。

① 都市圏の広域的形成

経済活動や日常生活において本市とつながりの深い近隣の市町村とは、緊密な連携をとりながら、交通網の整備や都市機能の適正配置をすすめ、全体として百万人規模の活力を備えた広域都市圏を形成する。

② 市街地を包むグリーンベルト

市街地を包む北部、西部地域の金峰山系の森林・樹園地、東部地域の託麻三山など丘陵や畑地、南部地域などの水田、さらに大きく延びた海岸などは、本市全体の生態的バランスを調整するグリーンベルトとして位置づけ、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図りながら、自然とのふれあいを楽しめる地域としても活用する。また、都市施設の整備においても自然環境との調和に配慮する。

③ 多核的な市街地構造

都市の活力をさらに高めるため、過度の集中による弊害が生じやすい一点集中型から多核的な市街地構造に転換していく。

広域都市圏の発展をけん引する核として、本市中心部に中核的機能の高度化を図る一方、熊本駅周辺、南熊本、健軍、水前寺、子飼、上熊本地域などに、商業・文化・行政などの機能集積を促進し、その拠点性を高める。

また、市域の広がりを生かし、熊本港とその背後地一帯に新たな機能集積拠点を形成する。

④ 良好な居住空間

都心部などの市街地では、周辺環境との調和に配慮しながら土地の有効利用を図り、利便性の高い都市型の居住空間を形成する。

周辺市街地では、既存の商店街を、買物はもとより日常的な余暇活動・文化活動の拠点として、その機

能を拡充するとともに、これらを中心に公園・生活道路などを整備し、まとまりのある良好な居住空間を形成する。

郊外のグリーンベルト地域では、日常的な公共サービスや文化活動の場を確保し、豊かな自然の中でのゆとりある居住空間を形成する。

⑤ 水と緑の生活空間

熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺・江津湖、白川、加勢川、坪井川などの親水空間、さらには市街地に多数点在する中小の緑地、河川、湖沼を都市づくりに生かし、良好な都市景観の維持・形成に配慮しながら、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間を創出する。

⑥ 放射状・環状の交通ネットワーク

市街地を東西・南北に貫く軌道・鉄道を中心とした交通軸と、放射状や内・外二重の環状を骨格とした道路網、さらには周辺市街地や近隣市町村と結ぶ幹線道路を整備し、地上・地下空間も活用しながら、都心部へのアクセスと環状方向の移動が円滑な交通ネットワークを形成する。

(3) 施策の大綱

ア 水と緑の人間環境都市を目指して

① 水と緑の保全と創造

(ア) 良好な環境の維持・形成

市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる環境の維持・形成のため、経済の発展と環境との調和を図りながら、環境行政を総合的・計画的に推進する。

環境に対する市民意識の高揚を図り、開発などにおける環境への事前配慮や環境ボランティア活動の展開など、市民・事業者・行政一体となった積極的な取り組みをすすめる。

(イ) 地下水の保全

市民が誇りとする、かけがえのない資源である地下水を、量・質両面にわたって保全する。

このため、市民意識の啓発はもとより、水利用の合理化、地下水のかん養、代替水源の確保など量的保全対策や、水質監視体制の充実、事業所への指導強化など質的保全対策を推進する。また、地下水保全に不可欠な広域的協力体制を確立し、一体的な取り組みをすすめる。

さらに、河川・湖沼などの水質と水辺の貴重な自然環境の保全、整備に努める。

(ウ) 森の都の継承

「森の都」とうたわれる本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えると同時に、市民生活における良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。

この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承するため、拠点緑地や身近な緑の保全・整備をすすめるとともに、地域特性を生かした町並みの緑化を推進する。

(エ) 環境に配慮したライフスタイルの形成

市民・事業者・行政の自覚と責務のもと、環境を保全し、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の再生利用、減量化などをすすめるとともに、身近な暮らしの中で環境に配慮したライフスタイルの形成を促す。

また、収集システムの近代化、処理施設の計画的整備や指導・監督の強化などにより、廃棄物の適正

処理を図る。

さらに、公害対策の一層の充実はもとより、環境汚染の防止や環境衛生の向上に努めるとともに、試験・研究体制を拡充する。

② 安全で快適な都市基盤の整備

(ア) 災害に強い安全な都市の形成

水害、火災、震災などの災害から市民の生命、財産を守るため、防災思想の普及を図るとともに、総合的な治水対策の推進、オープンスペースの確保など、安全な都市づくりをすすめる。また、情報収集・広報伝達網の整備、予防・応急体制の充実、消防力の強化など、防災体制の整備を図る。

さらに、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道や自転車道など、交通安全施設を総合的に整備する。

(イ) 快適な住環境の整備

快適な住環境を創出するため、高齢化やライフスタイルの変化に対応した多様で良質な住宅ストックの形成、市民の憩いとふれあいの場となる公園・緑地の整備、安全で潤いのある生活道路の整備などを推進する。

また、上水道では、おいしい水を安定供給するため、有効利用はもとより、需要に応じた水資源の確保と水質の保全に努める。

さらに、生活環境の改善と河川・湖沼などの水質保全のため、公共下水道を拡充する一方、地域の実情に応じて、各種生活排水処理施設を整備する。

(ウ) 秩序ある市街地の形成

均衡のとれた秩序ある市街地を形成するため、適正かつ合理的な土地利用を図りながら、土地区画整理や既成市街地における再開発をすすめるとともに、開発指導や建築指導の徹底を図る。

また、それぞれの地域に適応した良好な住環境を創出するため、地区計画制度や建築協定など住民参加のまちづくりを促進する。

(エ) 総合交通体系の整備

都市交通の円滑化と利便性向上のため、骨格となる放射状・環状の道路網の整備を図り、公共交通機関については、施設の改善や路線網の拡充などをすすめ、その積極的利用を促進する。また、都心部やその周辺に、駐車・駐輪場の整備・確保をすすめる。

さらに、交通渋滞解消のため、可能なところから交差点の立体化などをすすめるとともに、長期的視点から、地上・地下空間を活用した道路の建設、鉄道の高架化、新交通システムの導入などを検討する。

都市間交通については、新幹線鉄道、熊本港、熊本空港などの整備拡充を促進し、陸・海・空にわたる多様な広域交通手段を確保する。

イ いきいきとした市民福祉都市を目指して

① 豊かで明るい長寿社会の創造

(ア) ふれあいのあるコミュニティづくり

日常生活の場である身近な地域社会が、温かい人間的ふれあいのもと、いきいきとした市民活動の舞台となるよう、地域における多様な活動や交流の場を拡充し、住民の自主的な活動の活発化を促す。ま

た、地域への愛着と誇りを高めるため、それぞれの地域の特性を大切にしたコミュニティづくりに努める。

さらに、地域住民と行政の連携のもと防犯に努め、安全なまちづくりをすすめる。

(イ) 高福祉社会の形成

すべての市民が、生涯を通して、安心して生きがいに満ちた生活をおくれる高福祉社会の形成を図る。

このため、公的福祉の一層の充実のもとより、社会的な援護を必要とする人々が、住み慣れたところで安心して暮らせるよう、家庭・地域ボランティア・民間福祉施設と行政が一体となった地域福祉ネットワークの確立を図る。

また、福祉ニーズの高度化・多様化に対応した新たな福祉サービスの展開を図るとともに、高齢者や障害者などが、その能力を社会に生かせるシステムづくりに努める。

(ウ) 生涯にわたる健康づくり

健康はすべての社会活力の源である。生涯にわたって心身ともに健康な生活をおくれるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

このため、市民の自主的な健康づくりを支援する研修・相談のもとより、健康情報システムの充実を図るとともに、予防から治療・リハビリテーション・社会復帰にいたる保健医療体制の確立に努める。

また、身近なところで気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、地域施設や拠点的施設の整備を図るとともにその活動の活発化を促す。

(エ) 暮らしの安定と消費生活の向上

勤労者が豊かで安定した生活を営めるよう、雇用の安定と就業機会の拡大のもとより、労働環境の整備や福利厚生の実施に努めるとともに、社会のニーズに対応した勤労者の資質向上を図る。

また、ますます複雑化・多様化する消費環境の中で、消費生活の安定・向上を図るため、消費者の安全と利益を守り、消費者主権の確立を促す。

② 21世紀を担う人づくり

(ア) 人権尊重社会の確立

あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりが人間として等しく尊重されるよう、人権教育、啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図る。

また、高齢者・障害者をはじめ、だれもがのびのびと社会参加できる人権尊重の環境づくりをすすめる。

(イ) 男女共同参加社会の実現

男女が平等な立場であらゆる分野に参加・参画し、共に協力して支え合う男女共同参加社会の実現を目指す。

このため、男女平等意識の確立に努めるとともに、介護・育児支援制度の充実や相談機能の強化など、女性の自立と参加のための社会的条件を整備する。

(ウ) 健全な青少年の育成

明日を担う青少年が、人権を尊重され、心身ともに健全に育つよう、幼児教育の充実を図るとともに、小・中学校においては、個性を尊重した教育内容の充実や、ゆとりある教育環境の整備をすすめる。ま

た、高校・大学などにおいては、時代の要請に応じて、多様な教育を行うための条件整備を促進する。

さらに、家庭教育の充実はもとより、学校・地域との緊密な連携のもと、青少年の健全育成のための環境づくりに努める。

また、青少年が集い・学び・遊べる施設を整備するとともに、自主活動や交流を活発化する。

(≡) 生涯学習の推進

市民の学習ニーズが高まるなか、だれもが、いつでも、どこでも、必要とするものを自分に合った方法で学べる生涯学習体系の確立を図る。

このため、公立学習施設の整備充実、学校・民間施設の活用、学習メニューの充実と体系化、情報ネットワークの形成などをすすめ、魅力ある多様な学習の場と機会を確保する。

また、指導者の養成・確保や相談機能を充実するとともに、自主活動などを通じ、市民の相互交流を促進する。

(≧) 創造性豊かな人づくり

都市づくりの基本は人づくりであるとの観点から、21世紀の社会の各分野において指導的役割を果たす、個性と創造性豊かな人材を育てるため、市制100周年記念人づくり基金などを活用するとともに、研修・研究など、人材育成のための機能を有する施設の拡充や、優れた人材の招へい、交流の活発化を図る。

ウ 活力あふれる交流拠点都市を目指して

① 開かれた交流拠点の形成

(ア) 中枢機能の強化

本市を県ひいては九州の発展に寄与する、人・物・情報の交流拠点として整備・強化する。

このため、特に本市中心部において、都市再開発をはじめ、交通渋滞の解消など交通アクセスの改善、良好な都市環境の形成など、再整備をすすめ、金融、情報サービスなどの業務中枢機能、魅力ある商業・生活文化機能など、中枢機能の強化を図る。

(イ) 国際交流・地域間交流の推進

国の内外にわたる人々の活発な交流は、新しい情報や文化をもたらし、都市の活力を高める原動力ともなる。

このため、経済・教育・文化・スポーツなどの各分野において、国内はもとより、諸外国との広範な交流を推進するとともに、市民の自主的な交流を促進する。

また、留学生の受け入れや施設の整備など、国際交流の拠点となる機能を高め、多様で幅広い国際交流を通じて、国際社会の平和と繁栄に貢献する。

(ロ) 観光・コンベンション都市の形成

国内はもとより、世界の人々が観光や会議に訪れる国際コンベンションシティの形成を目指す。

このため、会議・宿泊施設の拡充や関連産業の充実などコンベンションの推進体制を強化し、多様な分野の大会・会議などの誘致・開催に努める。

また、本市固有の自然・歴史・文化などを生かした観光資源の整備・開発、新たな観光ネットワークの形成、受け入れ体制の充実などに努め、滞留性の向上と観光都市としての魅力の向上を図る。

(≡) 情報拠点都市の形成

市民だれもが質の高い情報を手軽に享受し、また自ら発信できるよう、情報化のもたらす成果を生かした都市づくりを積極的に展開する。

このため、情報・通信基盤の整備を促進するとともに、産業はもとより、福祉、医療など市民生活の様々な分野において、プライバシーの保護に留意しながら、ニューメディアを活用した多様な情報ネットワークの構築をすすめる。

また、熊本独自の情報を生産、発信できるような機能を拡充する。

(≠) 広域流通拠点の形成

九州の中央部に位置し、中国・東南アジアにも近いという恵まれた地理的条件を生かし、アジアに向けた広域流通拠点の形成を目指す。

このため、流通施設の充実と適正配置、流通情報ネットワークの拡充など、効率的な流通システムを構築し、卸売業をはじめとする流通関連産業の振興を図るとともに、熊本港や熊本空港などの広域流通機能の強化を促進する。

② 活力ある産業活動の展開

(ア) 中小企業の振興

本市経済にきわめて大きな比重を占める中小企業が、経営の柔軟性や機動性を発揮し、市場ニーズに対応した企業活動が営めるよう、支援を強化する。

このため、関係諸団体との緊密な連携のもと、人材の育成・確保、経営相談機能の充実、情報機能の強化などに努め、産業構造の変化から生まれる多様なビジネスチャンスを生かせるよう、多角化・融合化を支援する。

また、熊本の歴史と風土に根ざした地場産業の振興・育成に努める。

(イ) 魅力ある商店街づくり

消費者ニーズの高度化・多様化に対応し、生活文化や情報の発信地ともなる魅力ある商店街の形成に努める。

中心商店街など拠点の商店街では、特色ある店舗づくり、文化・アミューズメント機能の拡充などを促進するとともに、潤いやふれあいのある商業空間整備をすすめ、広域的な商業・生活文化の拠点としての機能を充実する。

また、近隣商店街では、買物はもとより、日常的な余暇・文化活動の場としての機能充実と環境整備に努める。

(ウ) 工業の振興

広域的視点に立った工業の適正配置を図りながら、消費生活と密接な関連を持つ食料品をはじめ、電子機器、出版・印刷など、工業の振興を図る。

このため、共同化・協業化などによる経営力の強化を図るとともに技術の高度化、ソフト部門の強化などによる付加価値の高い製品の開発を促進する。

また、新たな工業用地を確保し、集団化を促進するなど、工業立地環境の整備・改善を図る。

(≡) 農林水産業の振興

市場性の高い特産物の生産など、都市近郊の特性を生かした付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
このため、生産基盤の整備、バイオテクノロジーなどを活用した新技術の開発・普及、情報の提供などによる生産性の向上・省力化をすすめるとともに、意欲ある担い手の育成に努める。

また、卸売市場など流通体制の整備・強化はもとより、特産物のブランド確立や1.5次化の促進などに努めるとともに、市民が農林水産業にふれあい、理解を深める場を拡充する。

(※) 先端技術の導入・活用

工業、農林水産業など多様な分野において、先端技術を積極的に導入・活用し、地域産業の振興・育成を図る。

このため、人材の養成・確保はもとより、研究開発部門の強化や技術移転・技術交流の促進に努める。
また、ベンチャービジネスへの支援を強化するとともに、研究開発型などの先端技術企業の立地を促進する。

エ 風格ある文化創造都市を目指して

① 歴史都市の継承

(ア) 歴史的シンボルゾーンの整備

熊本城は、本市を代表する歴史文化遺産として、広く市民や訪れる人々に愛され親しまれている。

この熊本顔である熊本城とその周辺地域を、風格ある歴史都市熊本のシンボルゾーンとして、豊かな歴史資源を生かしながら、総合的に保全・整備し、後世に継承する。

(イ) 史跡・文化財の保全・活用

市内に数多く残る史跡・文化財などを市民共有の貴重な文化遺産として保全・活用し、歴史性豊かな都市を形成する。

このため、歴史的建造物の保全や歴史公園の整備、埋蔵文化財の調査・保存、資料館の整備充実などをすすめるとともに、これらのネットワーク化を図る。

また、伝統芸能・まつりなどの伝統文化を後世へ継承するため、後継者育成などの支援に努める。

(ウ) 個性豊かな都市景観の形成

本市の歴史や自然と調和した個性豊かな都市景観の形成を図るため、民間・行政一体となった取り組みをすすめる。

このため、河川・道路・公園など公共空間の先導的な整備をすすめるとともに、民間への指導・助言に努める。特に、歴史的風情や恵まれた自然などの優れた資源を有する地区については、重点的な景観形成をすすめる。

また、都市景観の形成を目指す市民の自主的なまちづくり活動を支援する。

② 都市文化拠点の形成

(ア) 芸術文化活動の振興

多様な文化志向が高まる中で、市民一人ひとりが気軽に芸術文化に親しみ楽しめるよう、身近な活動の場や拠点施設の整備、情報の提供や文化的催しの開催などにより、活動や鑑賞の機会を拡充する。

また、質の高い芸術文化の振興とその裾野を広げるため、芸術系教育機関の充実や文化交流の促進、個別活動への支援などに努める。

(イ) 楽しさあふれる生活文化の創造

衣・食・住・遊などの日常生活や、その舞台となる都市空間の中に、個性豊かで楽しさあふれる生活文化を創造する。

このため、ファッション文化の発信地の形成、豊富な農水産物を生かした魅力ある食文化の創造を図る。

また、人々の出会いやふれあいの場となる広場の整備、建築物のデザイン向上などを図るとともに、生活文化施設の充実、まつりやイベントの開催などを促進する。

(ウ) 学術・研究の振興

文教都市としての優れた伝統と蓄積、水と緑豊かな生活環境などを生かして、新しい技術や情報、文化が育つ源となる学術・研究の振興を図る。

このため、大学や専門研究機関などの充実はもとより、国の内外からの優秀な人材や研究者などの受け入れ、研究者間の交流などを促進する。

また、産業・学術・行政の連携による研究・開発の促進、優れた研究などへの支援に努める。

(エ) 知的生産機能の強化

情報化や経済のソフト化などが進展する中で、都市発展に欠かせない新しい知識や情報の創造と提供を行う機能の強化を図る。

このため、情報サービス、コンサルティング、広告・デザイン、放送・出版など知的生産に関わる産業の導入・育成に努めるとともに、これらを担う多様な人材の育成・確保を図る。

(4) 構想の推進にあたって

ア 市民主体の都市づくり

自らのまちは自らつくるという市民一人ひとりの自治意識のもとで、その創造性・自主性と行政の専門性・計画性があいまあった市民主体の都市づくりをすすめる。

このため、広報・広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にするとともに、審議会・委員会などはもとより、多様な方法での幅広い市民参加を促進する。

イ 行財政の効率的運営

行政機関の弾力的な運営、職員資質の向上など、行政の近代化をすすめるとともに、長期的かつ総合的視点に立った効率的な行財政を運営することにより、行政サービスの一層の向上を図る。

また、高度化・多様化する都市づくりの課題に迅速かつ的確に対応するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し責任を果たしながら、人的・物的資源を活用し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、都市経営の視点に立って都市づくりをすすめる。

ウ 都市圏行政の推進

情報化の進展や交通網の整備に伴う生活圈や経済圏の拡大により、都市づくりにおいても広域的な対応が不可欠となっている。

このため、国・県や周辺市町村との緊密な連携のもと、それぞれの特性を生かしながら、広域都市圏としての一体的な振興・発展を図る。また、この圏域を越えて解決を必要とする行政課題にも適切に対応する。

(平成3年3月12日議決)

基本計画

(1) 将来指標（西暦2000年）

- 人口……………70万人
- 世帯数……………26万6千世帯
- 就業構成……………（1次）4%、（2次）19%、（3次）77%

(2) 都市空間整備計画

ア 熊本広域都市圏の形成

周辺市町村と一体となった百万人規模の広域都市圏の形成

イ 市街地を包むグリーンベルト

市街地を取り囲む、山地・丘陵、畑地・水田、海岸線などの豊かな自然環境

ウ 多核的な市街地構造

一点集中型から多核的な市街地構造への転換

中心部、熊本駅周辺、水前寺・健軍などの拠点整備と機能の分担

エ 良好な居住空間

都市部、周辺市街地、郊外のそれぞれの特性に応じた良好な居住空間の形成

オ 水と緑の生活空間

自然緑地、公園、河川、湖沼などの保全・整備とネットワーク化

カ 放射状、環状の交通ネットワーク

東西・南北に貫く鉄道、市電などの交通軸

2環状8放射の幹線道路網

(3) 重点プロジェクトと主要事業

ア 水と緑の人間環境都市実現のために

① 水と緑のネットワーク整備

(ア) 地下水保全対策の強力な推進

(イ) 総合文化市民の森の整備

(ウ) 河川・水路沿いの遊歩道整備（坪井川、白川、大井手など）

② 環境にやさしいライフスタイルの形成

(ア) 資源リサイクルの推進

(イ) 生活排水処理施設の整備普及（下水道、合併処理浄化槽など）

(ウ) 環境保全活動の推進（環境教育、ボランティア活動など）

③ 広域都市圏を支える高次都市機能拠点の整備

(ア) 熊本駅周辺副都心整備

(イ) 上熊本、大江、南熊本などでの公有地を活用した再開発の推進

(ウ) 熊本港周辺流通レクリエーション基地整備

④ 安全で快適な社会資本の整備

- (ア) 都市型水害対策の推進（遊水池、調整池、ポンプ場の整備など）
- (イ) 住宅・住環境の整備（市営住宅の拡充、公園・緑地の整備など）
- (ウ) 市電の高速軌道化、鉄道高架化、鉄道環状線の建設

イ いきいきとした市民福祉都市実現のために

① 熊本型福祉システムの構築

- (ア) 福祉施設の体系的整備（総合福祉会館、在宅福祉センター、地域福祉コミュニティセンター）
- (イ) 在宅福祉の充実（デイサービス施設の拡充、ホームヘルパー増員など）
- (ウ) 高齢者・障害者に配慮した公共施設の整備・改善

② 個性と創造性豊かな人づくり

- (ア) 青少年のための拠点施設の整備（子ども文化施設、野外活動施設）
- (イ) 環境教育、ボランティア教育の推進
- (ウ) 生涯学習センター、新図書館の建設

ウ 活力あふれる交流拠点都市実現のために

① 国際観光・コンベンション都市づくり

- (ア) 会議場、展示場の拡充（シティホール建設など）
- (イ) 金峰山有明海沿岸開発の推進（海洋水族館、海浜レクリエーション施設、森林レクリエーション施設など）
- (ウ) 全国物産展の開催

② 技術・情報・文化を活かす産業の振興

- (ア) 食品工業団地建設とバイオサイクル構想の推進
- (イ) 都市農業技術センター、水産技術センターの建設
- (ウ) 商店街文化施設の整備

エ 風格ある文化創造都市実現のために

① 歴史都市くまもとづくり

- (ア) 熊本城三の丸史料公園の整備
- (イ) 埋蔵文化財調査センター、文書館の整備
- (ウ) 歴史廻廊都市づくりの推進

② 新しい都市文化の創造

- (ア) 文化施設の整備充実（市民ギャラリー、地域文化施設など）
- (イ) 民間文化イベントや地域イベントへの支援
- (ウ) ファッション、飲食、工芸など生活文化産業の振興

オ 計画推進のために

① 市民主体のまちづくり

- (ア) 情報プラザ設置
- (イ) 地域施設の住民管理の導入
- (ウ) 自主的な地域づくり活動への支援

(4) 分野別計画 (略)

(5) 地区別計画

中央地区

人 口

平成2年 143,924人(国勢調査)

平成12年 141,000人(推計)

地区整備の基本方針

- ① 中心部においては、商業・業務機能や交流機能などの一層の高度化を図り広域拠点性を高める一方、周辺部の主要な交通結節点に、商業・文化・行政などの機能集積を促進し、その拠点性を高める。
- ② 周辺環境に配慮しつつ、土地の高度利用など有効利用を図りながら、都市機能の集積を活かした利便性の高い生活空間を確保する。

基本計画(主要な事業)

- ① 熊本駅周辺における熊本市の玄関口に相応しい、人の集う、賑やかなまちづくりや、水前寺地区、子飼地区、新町・古町地区の歴史・伝統など、それぞれの特色を生かしたまちづくり
- ② 花岡山、立田山などの緑地や白川、坪井川などの親水空間の保全・整備及び花畑公園・辛島公園・白川公園の再整備
- ③ 幹線道路の整備
都市計画道路熊本駅北部線、南熊本駅新町線、上熊本細工町線の整備、駐車場案内システムの導入
- ④ 鉄軌道の整備
乗り継ぎの円滑化、JR高架化の促進、市電の一部地下化の検討
- ⑤ 上通・下通・新市街や熊本駅周辺の広域商業拠点としての機能の高度化
- ⑥ 総合福祉会館建設、国際交流会館建設、子ども文化施設建設など

東部地区

人 口

平成2年 187,345人(国勢調査)

平成12年 215,000人(推計)

地区整備の基本方針

- ① 地区内東部は、地下水のかん養地域でもあり、森林や優良農地などを保全しながら、生産性の高い農業地帯やスポーツ・レクリエーションゾーンとして活用を図る。
- ② 市街地部は、生活環境の向上と地域拠点・生活拠点などの形成を促進し、まとまりのある良好な居住空間の形成を図り、健康地域や県庁周辺、市電通り沿線では、商業・業務などの高次都市機能の集積を促進し、広域拠点性を高める。

基本計画(主要な事業)

- ① 県庁周辺と市電健康線終点を両極とする高次拠点の形成
- ② 地下水かん養機能の向上や江津湖、託麻三山の保全・整備及び水前寺江津湖公園の整備、県民総合運動公

圏の整備促進

- ③ 都市小河川健軍川・藻器堀川の改修
- ④ 幹線道路の整備
 - 都市計画道路熊本駅新外線、新外秋津線、下南部画図線の整備、主要交差点の立体化促進
- ⑤ 鉄軌道の整備
 - 健軍終点などのターミナル化、市電の一部高架化の検討
- ⑥ 東野中学校・桜木小学校など過大規模校の分離新設
- ⑦ 在宅福祉センター建設、地域文化施設の整備
- ⑧ 健軍商店街の広域商業拠点性の強化
- ⑨ 熊本インターチェンジ周辺や熊本空港線などの生産・流通ゾーンの機能の高度化など

西部地区

人 口

平成2年 74,383人（国勢調査）

平成12年 81,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 金峰山や有明海などの恵まれた自然や優良農地の保全に努める一方、熊本港とその背後地における新しい拠点づくりや、地域の特性を活用し、果樹を中心とした生産性の高い農業生産の場、海や山の自然を活かした多様なスポーツ・レジャーの場・観光の場として整備する。
- ② 道路、下水道など生活環境の整備に努め、豊かな自然の中でのゆとりと潤いに満ちた住宅地として整備する。

基本計画（主要な事業）

- ① 金峰山一帯の森林・緑地や有明海、河内川の自然環境の保全・整備及び島崎歴史公園の整備
- ② 幹線道路の整備
 - 国道501号の整備促進、県道熊本玉名線の整備促進、県道熊本港線の整備促進、都市計画道路野口清水線、植木河内港線の整備
- ③ 港湾の充実
 - 熊本港の開港による定期航路の充実促進
- ④ 下水道整備事業の推進
- ⑤ 「長寿の里」（デイサービスセンター、在宅福祉センター）の建設や菖蒲谷地区の福祉施設の充実
- ⑥ 金峰山・有明海の自然を活かした観光開発や海洋レクリエーション施設の整備
- ⑦ 都市型農業の確立やみかん産業の振興
- ⑧ 熊本港とその背後地における交通・運輸施設、生産・流通施設の整備促進など

南部地区

人 口

平成2年 106,087人（国勢調査）

平成12年 128,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 区画整理事業などによるゆとりある良好な住宅地の形成を図るとともに、川尻・近見などにおける拠点性の強化、熊本港やその背後地における生産・流通機能の集積促進を図る。
- ② 優良農地の保全や漁場環境の整備、さらには海岸線を活かした市民憩いの場の形成を図る。

基本計画（主要な事業）

- ① 川尻地区における歴史と伝統の香るまちづくり
- ② 有明海の干潟や加勢川・緑川・天明新川など水辺環境の保全
- ③ 南部第一・西部第一土地区画整理事業地内における地域拠点の形成
- ④ 幹線道路の整備
国道501号の整備促進、熊本宇土西部間道路の実現、県道熊本港線の整備促進、都市計画道路新土河原出水線の整備（平田町立立交差含む）
- ⑤ 鉄道の整備
JR鹿児島本線（近見地区）高架化促進、新駅（近見・平成）設置の促進
- ⑥ 下水道整備事業の推進
- ⑦ 城南中学校・日吉小学校など過大規模校の分離新設
- ⑧ 在宅福祉センター建設
- ⑨ 熊本港の背後地における広域流通拠点の形成
- ⑩ 川尻・近見商店街の高度化促進やIC産業、食品産業の高度化、工業の市外移転の防止
- ⑪ 米、施設園芸など都市農業の確立や沿岸漁業・栽培漁業など漁業の振興

北部地区

人口

平成2年 114,998人（国勢調査）

平成12年 135,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 緑地・水辺などの自然環境や優良農地などを保全しながら、ゆとりある住宅地、生産性の高い農業地帯として生活環境の整備を進める。
- ② 北の玄関口としての交通条件の優位性を活かした生産・流通ゾーンの形成や、豊かな緑や歴史遺産などを活かした観光・レクリエーションの振興などを図る。

基本計画（主要な事業）

- ① 上熊本駅周辺における商業・業務機能などの集積促進による高次拠点の形成
- ② 地下水汚染防止対策
- ③ 立田山一帯の緑地の保全や坪井川・八景水谷などの水辺環境の整備及び寂心公園などの整備
- ④ 幹線道路の整備
国道3号熊本北バイパスの整備促進、都市計画道路野口清水線、清水町万石麻生田線、市道鹿子木硯川線などの整備
- ⑤ 鉄軌道の整備

新駅（楠・弓削付近）設置の促進、鉄道環状線（JR武蔵塚駅～熊本電鉄）の検討、市電車両基地と乗り継ぎターミナルの建設（JR上熊本駅周辺）

- ⑥ 在宅福祉センター建設、老人福祉センター建設
- ⑦ 龍田小学校・楠中学校など過大規模校の分離新設
- ⑧ 楠・武蔵ヶ丘商店街の機能高度化
- ⑨ 食品工業団地の建設など

（6）計画の推進にあたって

ア 市民主体の都市づくり

自らのまちは自らつくるという市民一人ひとりの自治意識のもとで、幅広い市民参加を促進し、その創造性・自主性と行政の専門性・計画性があいまった市民主体の都市づくりを推進する。

- ① 広報広聴活動の活発化
- ② 情報公開の拡大
- ③ 市政への市民参加の拡大
- ④ 市民活動の促進

イ 行財政の効率的運営

行政の近代化と、効率的、計画的な行財政運営に努め、行政サービスの一層の向上を図るとともに、人的・物的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、都市経営の視点に立ってまちづくりをすすめる。

- ① 効率的な行政運営
- ② 計画的な財政運営
- ③ 職員資質の向上
- ④ OA化の推進

ウ 都市圏行政の推進

国・県はもとより、周辺市町村との緊密な連携のもと、それぞれの特性を生かしながら、本市を中心とする広域都市圏の一体的な振興・発展を図る。また、この域圏を越えて解決を必要とする課題にも適切に対応する。

- ① 広域都市圏等との連携強化
- ② 国・県等との連携

6 広報・広聴

（1）広 報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員 31名 月1回開催

広報連絡委員（課長補佐）を置き、情報（各課の事業、行事を週報、月報など）の収集及び広報の円滑化を図っている。

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 20頁 1回の印刷部数 221,600部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行 B5判 30頁 1回の印刷部数 180部（郵送）

「拡大版市政だより」

毎月1日発行 B4判 16～24頁 1回の印刷部数 32部（郵送）

弱視者向けに作成、配布

「萌」

年3回発行 1回の印刷部数 10,000部

市政の施策を具体的に紹介

「ヒューマンシティくまもと」

年1回発行 印刷部数 10,000部

市政の重要施策の紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前7時45分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKT・TV 毎週日曜日午前11時45分から5分間

「お元気ですか熊本市」

KAB・TV 毎週土曜日午前10時55分から5分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時30分から7時の間に15秒（年52回）

毎週水曜日午前10時30分から11時30分の間に15秒（年52回）

毎週金曜日午後6時から6時30分の間に15秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後6時55分から15秒（年52回）

毎週水曜日午前9時55分から15秒（年52回）

毎週木曜日午後2時から15秒（年52回）

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週木曜日午前 8 時30分から15秒 (年52回)

毎週金曜日午後 1 時55分から15秒 (年52回)

K A B ・ T V 毎週水曜日午後 7 時から15秒 (年52回)

毎週金曜日午前10時から15秒 (年52回)

毎週土曜日午前11時から15秒 (年52回)

テレビ特別番組

タイムリー性を考慮し、市政特別番組を随時放映

ラジオ放送

N H K ラジオ 随時「ラジオ告知板」に広報資料提供

R K K ラジオ 毎週月曜日「大田黒浩一のきょうも元気」午前10時5分から2分間 (年52回)

F M 中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前 8 時40分から 5 分間 (年52回)

毎週金曜日「サウンドギャラリー」午前 7 時50分から 1 分間 (年80回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

「声の市政だより」

毎月 1 日発行 90分巻 70本 (年12回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

「時事ファックスニュース」

関係課に送付し、ニュースの中で特に参考になるものは各市町村等関係先に照会・調査する

「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス (T E L 371-4894) 150秒以内、5 日間に 1 回内容入れ替え

「行事予定表作成」

月報 (毎月20日発行)

週報 (毎週木曜日発行)

報道機関、市議会議員、各学校、各課、官公庁に配布 500部

日報 (前日作成) ・速報 市政記者室に掲示

「ビデオ広報」

庁内 2 カ所と熊本岩田屋市民サービスコーナー、総合支所、市民センターで、市政番組及びお知らせを中心とした番組を 1 日 4 回放映

「広報車等の利用」

広報車 (ぎんなん号) 放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関 (市政記者) との連絡

市長の記者会見及び懇談会 局長との懇談会

部課長によるレクチャー (記者説明)

資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (13社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信
共同通信・KAB

(2) 広 聴

ア 市政懇談会

市民の市政に対する意見や要望を聴くための、地域の各層や女性、各種団体との懇談

平成4年度開催 1回 参加者 23人(女性)

イ 市政モニター制度

昭和47年に制定した「市政モニター設置要綱」に基づき平成4年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数=70人、構成=一般公募者と推薦者

任期=1年、謝礼=なし(記念品を任期終了時に贈呈)

○現地視察研修会 4回 15施設を見学

第1回 くまもと工芸会館、平成学園、みかんの里振興センター、河内みかんブランド蒸留所、河内
観光物産センター

第2回 南部浄化センター、動植物園、東部清掃工場

第3回 教育センター、総合婦人会館・カルチャーセンター、水の科学館、広域防災センター

第4回 南部総合スポーツセンター、南部保健センター、扇田埋立処分場

○市政学習会 1回 「熊本市のまちづくりについて」

○職場派遣研修 1回

国際交流室・環境企画課などの合計10課で事業への取り組みを学習

○モニター意識調査 1回

「市政に関する意識調査」と同内容で実施

○市議会傍聴 随時

市議会本会議の傍聴、市議会の組織と役割についての説明

○随時通信 提出者30人、意見件数74件

ウ 施設めぐり

年8回実施 浄化センター、清掃工場など市民生活にかかわりの深い施設を見学

一般市民及び親子を対象に実施 参加者 322人

エ 市政に関する意識調査

市民の市政に対する意見や将来像、また、身近な生活環境に対する満足度等を調査し、今後の市政運営の参考とするため実施

調査対象者数 3,000人、回収率69.2%

7 市 民 相 談

市民相談窓口は、行政サービスの向上を図るため、市民から数多くの要望・苦情などに迅速な対応で処理を行っている。

相談内容は、生活環境整備などの行政に関する行政相談と民事に関する一般相談や専門相談員による特別相談を行っている。また、来庁者のために庁舎案内や庁舎見学も行っている。

(1) 行政相談の受付・処理状況

(平成4年度)

項 目	区 分	受 付	処 理				計	
			完 結	検 討	できない	その他		
1 企画調整	企 画							
	そ の 他	1	1				1	
	合 計	1	1				1	
2 総務	職員の接遇・サービス	1	1				1	
	市有財産	3	1	1		1	3	
	税 務							
	そ の 他	2	1	1			2	
	合 計	6	3	2		1	6	
3 市民	地域振興	1	1				1	
	交通安全対策	4	3			1	4	
	戸籍・住民票・印鑑登録	1	1				1	
	保 険	1	1				1	
	年 金							
	福 祉	4	1		2	1	4	
	防 犯 燈	2	1		1		2	
	そ の 他	3	1		1	1	3	
	合 計	16	9		4	3	16	
4 保健衛生	草 刈 り	5	5				5	
	動物管理	2	1			1	2	
	そ 族 昆虫	2	2				2	
	保 健 予 防							
	そ の 他	2	1			1	2	
	小 計	11	9			2	11	
	清 掃	ごみ収集	1	1				1
		不法投棄	1	1				1
		簡易浄化槽	2	2				2
		汲 取 り						
そ の 他		5	5				5	
小 計	9	9				9		
合 計	20	18			2	20		
5 環境保全	環境保護	2	1	1			2	
	水質汚濁	1	1				1	
	悪 臭	6	3		1	2	6	
	騒音・振動	5	5				5	
	大気汚染	1	1				1	
	緑化推進							
そ の 他	5	5				5		
合 計	20	16	1	1	2	20		

項 目	区 分	受 付	処 理					
			完 結	検 討	できない	その他	計	
6 経 済	産 業 政 策							
	観 光		2	1	1		2	
	農 林 水 産		2	2			2	
	中 小 企 業							
	用 水	浚 渫		4	4			4
		修 理		1	1			1
		改 良		2	1	1		2
		蓋		1	1			1
		暗 渠						
		工 事 に 付 随		1	1			1
		そ の 他		4	2		1	4
	小 計		13	10	1	1	13	
	そ の 他							
	合 計		17	13	2	1	17	
7 都 市 設	道 路	舗 装 新 設		2	2			2
		舗 装 修 理		17	17			17
		砂 利 道 修 理		1	1			1
		路 側 修 理		2	2			2
		改 良		8	4	2	1	8
		私 道 整 備		1	1			1
		歩 道		3	1		1	3
		防 護 柵		4	3		1	4
		カーブミラー整備		1	1			1
		区 分 線		1	1			1
		街 路 燈		9	6	3		9
		街 路 樹		4	3	1		4
		清 掃		3	3			3
		市 道 認 定		1	1			1
	境 界		3	3			3	
	占 用		8	7		1	8	
	橋							
	工 事 に 付 随		4	4			4	
	そ の 他		13	10		3	13	
	小 計		85	70	6	3	85	
側 溝	浚 渫		5	5			5	
	修 理		4	3		1	4	
	新 設		2	1		1	2	
	改 良		3	3			3	
	蓋		6	5		1	6	
	暗 渠							
	工 事 に 付 随							
そ の 他		4	4			4		
小 計		24	21		3	24		
排 水 路	浚 渫		9	9			9	
	修 理							
	改 良		1	1			1	
	蓋		2	1	1		2	
	暗 渠							
	工 事 に 付 随							
そ の 他		2	1	1		2		
小 計		14	12	2		14		

項 目	区 分	受 付	処 理					
			完 結	検 討	できない	その他	計	
都 市 建 設	公 共 下 水 道	浚 渫	4	4				4
		修 理						
		新 設						
		樹	3	3				3
		マ ン ホ ー ル	2	2				2
		受 益 者 負 担 金						
		そ の 他	8	6	1		1	8
	小 計	17	15	1		1	17	
	河 川	清 掃	1	1				1
		改 良	1	1				1
		工 事 に 付 随	2	1			1	2
		そ の 他	3	1		1	1	3
	小 計	7	4		1	2	7	
	都 市 開 発	開 発 行 為						
		区 画 整 理	2	1			1	2
		公 園 ・ 広 場	3	2	1			3
		そ の 他	1	1				1
小 計	6	4	1		1	6		
建 築	建 築 指 導	2	1		1		2	
	市 営 住 宅							
	日 照 権							
	そ の 他	1	1				1	
小 計	3	2		1		3		
建 設 そ の 他								
合 計	156	128	10	5	13	156		
8	教 育	12	10	1	1		12	
9	交 通	3	1	2			3	
10	水 道	4	4				4	
11	消 防	3	3				3	
12	そ の 他 の 市 政	8	5	1	1	1	8	
13 市 政 以 外	国	1	1				1	
	県	13	11			2	13	
	外 部 機 関 や 団 体	1			1		1	
	そ の 他	10	8		2		10	
合 計	25	20		3	2	25		
総 計	291	231	19	16	25	291		

相談受付方法

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受 付					
累 計	154	21	111	5	291

(2) 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				63	元	2	3	4
一般相談	㊸㊹ 8:30~17:00	市職員	家庭・相隣・生活問題など	2,520	2,647	2,529	3,353	3,562

(3) 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				63	元	2	3	4
税務相談	㊸ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	273	270	263	231	233
人権相談	㊸ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	326	330	259	279	185
登記相談	㊸ 13:00~16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	407	431	404	405	515
法律相談	㊸・㊹ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	709	707	780	798	795
サラ金相 苦情相談	㊸㊹ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	651	340	379	512	963
民事介入 暴力相談	㊸ 9:00~12:00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力に関する事	—	—	—	47	59

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から市民相談課で電話にて予約受付

(4) 庁舎案内件数

年度	63	元	2	3	4
件数	119,789	107,029	106,680	158,746	150,034

(5) 庁舎見学数(平成4年度)

団体数 36団体(小学校33校、その他3団体)

人数 3,153人

8 総合行政情報システム

(1) 熊本市電算システム導入基本方針

ア 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、

- ① 市民サービスの向上
- ② 行政事務の簡素・効率化
- ③ 行政運営の近代化

を図る。

イ システムの概要

- ① 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンライン・システムとして運用する。
- ② データ・ベース・システムを基本構造とする。
- ③ 日本語（＝漢字）情報処理システムを採用する。

ウ 利用の方向

① 当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンライン・データ・ベース・システムの構築

② 将来の目標

住民情報オンライン・データ・ベース・システム、内部情報オンライン・データ・ベース・システム、地域情報オンライン・データ・ベース・システム及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンライン・データ・ベース・システムにより構成する「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

③ 運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア・ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

(2) 個人情報の保護・セキュリティ対策

ア 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

イ 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

ウ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あらゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

エ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

(3) 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金
昭和61年度	行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和62年度	人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 (30業務)
		平成3年度	合併に伴うシステム移行 (4業務)

(4) 次期開発計画の状況

平成2年度以降……………電算システム高度利用調査継続中

平成4年度……………次期開発計画を策定

平成5年度……………次期システム開発着手 ・固定資産税2次システム
・特別土地保有税システム

(5) 電算システムの構成

① 中央処理装置 M770/8 + M770/4 (デュプレックスシステム)

主(内部)記憶容量 A系(住民情報系) 64MB

B系(内部情報系) 48MB

② 補助(外部)記憶装置

磁気ディスク装置 70GB (5GB×14台)

磁気テープ装置 6台

カートリッジ式磁気テープ装置 2台

③ 入出力装置

フロッピィディスク装置 1台

本体系ラインプリンター装置 4台

端末装置 288台

端末系プリンター装置 194台

9 国際交流

本市は、これまで、友好姉妹都市である中華人民共和国桂林市、アメリカ合衆国サンアントニオ市を始め、世界各国と行政はもとより市民レベルでの活発な交流を行ってきた。平成4年5月19日には、30年近くに及び友好関係にあったドイツ連邦共和国ハイデルベルク市とも正式に友好協定を結ぶなど、交流の推進に努めている。

また平成4年度は、市民の国際化を更に促進し、外国人へのサービスを充実させるとともに、市民と外国人のふれあいの拠点となる国際交流会館（仮称）の建設に着手し、また国際化推進のソフト事業を行う国際交流振興事業団を設立した。

このように本市は、我が国に対し国際社会への貢献が強く求められる中で諸外国との多様な分野に亘る交流を推進するなど、世界に開かれた国際都市づくりを目指している。

(1) 中華人民共和国桂林市

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立って、両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野にわたる交流と協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行した。

以来、両市の友好交流は、昭和62年の田尻熊本市長並びに鄭義桂林市長の会談を機に、新たな観点から展開され、昭和63年秋には、全国の友好事業で初めての試みとなった農業技術展覧会を、平成4年秋には、日本及び熊本的生活習慣を幅広く紹介する生活文化展を桂林市で開催し、桂林市はじめ中国全土から大きな反響を呼び両市両国の相互理解を大きく推進させた。

また、平成2年には桂林市に熊本・桂林友誼館が、平成4年には熊本市に熊本・桂林友誼亭が完成し、それぞれ两市友好のシンボルとして市民に親しまれている。

平成5年度も、桂林市中・高校生の受け入れ、熊本市高校生の桂林市友好訪問はじめ、火の国フェスタ開催に伴う袁鳳蘭桂林市長の招へい等活発な交流が続いているところである。

最近の主な交流

平成4年6月	桂林市農業視察団の来熊
7月	桂林市婦人経済友好訪問団の来熊 桂林市友誼亭技術訪問団の来熊 熊本市高校生桂林市友好訪問団の派遣
9月	熊本市生活文化展開催団の派遣 熊本市友好代表団の派遣 熊本市議会友好代表団の派遣 熊本市民友好の翼の派遣
10月	桂林市友好代表団の来熊 桂林市流通研修生の来熊
11月	日中友好都市卓球カーニバル熊本市選手団の派遣
12月	熊本交響楽団中国演奏訪問団の派遣
平成5年5月	桂林市派遣留学生の来熊

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の北東部に位置する古い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約34万人で、大多数は漢民族であるが、壮・回・侗・苗などの民族からなっている。市内の面積は54平方キロメートルで、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,700ミリメートル、平均気温19℃と温和で、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

(2) アメリカ合衆国サンアントニオ市

熊本市とサンアントニオ市は、将来への飛躍と発展を期している都市として、昭和62年12月28日、姉妹都市締結し、以来、教育・文化・経済・技術等の各分野における交流を図るため、積極的な各種交流事業を進めている。提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州にある92万の人口とアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、同年9月に市議会、市執行部からなる代表団を同市へ派遣。また、サンアントニオ市より本市の視察のため訪問団が来熊し、両市の姉妹都市について具体的協議を行い、同年12月28日、当時のヘンリー・シスネロスサンアントニオ市長を本市に迎え姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、両市は積極的な交流を行い、市制100周年に当たる平成元年は記念式典等に当時のライラカックレル市長一行を迎え、両市の友好親善を一層促進し、平成2年は水資源国際会議への参加も行われた。さらに平成3年は、熊本市市民友好の翼や少年野球チームの派遣、姉妹都市締結5周年を迎えた平成4年は、テキサス州サンアントニオ市とのU・S・Aフェアの開催やネルソン・ウルフ新市長の来熊をはじめ、熊本市交流事業調査団や熊本市友好代表団の派遣など活発な交流事業が展開された。

最近の主な交流状況

平成4年1月	テキサス大学研修への本市職員の派遣
2月	新熊本誕生一周年記念講演会に伴うサンアントニオ元市長夫妻の来熊
4月	サンアントニオ市経済研修への本市職員の派遣 サンアントニオ市派遣留学生の受け入れ（高校生）
5月	テキサス大学院派遣地方行政研修生の受け入れ
8月	熊本市留学生のサンアントニオ市派遣（大学生） " " (高校生)
9月	サンアントニオ市派遣大学生の受け入れ
10月	テキサス州サンアントニオ市とU・S・Aフェアに伴う訪問団来熊
12月	サンアントニオ市代表団の受け入れ
平成5年1月	テキサス大学研修への本市職員の派遣 熊本市交流事業調査訪問団の派遣
4月	熊本市友好代表団の派遣

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口98万を擁する全米第9位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。1982年にはレーガン大統領から、「オールアメリカンシティ」の称号を与えられたが、これは現在のサンアントニオ市を高く評価したものである。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光都市であり、特に有名なのは、テキサス独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、約7haの敷地に2万5千人収容できるヘンリーゴンザレスコンベンションセンターを持ち、平成5年5月には、約6万5千席備えた多目的スポーツ施設、アラモドームがオープンするなど、国際コンベンションシティとしても着実な発展をとげている。

(3) ドイツ連邦共和国ハイデルベルク市

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪れたのが公式訪問の始まりである。その後昭和53年、熊本市議会訪欧団がハイデルベルク市を訪問、また、同市で開催された「お城フェスティバル」へ本市文化交流団53名が参加するなど、両市の友好交流は積極的に展開された。

続いて、ラインホルト・ツンデル市長の来熊、両市市旗の交換、熊本市民によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演や同市の日本週間への代表団及び民間交流団体の参加、平成元年の市制施行100周年記念式典並びに翌2年の水資源国際会議等には、市長をはじめ市議会議員が来熊するなど両市の友好は更に深まった。

そして平成4年5月19日、平和と環境に対する共通の責任の認識のもとに、ハイデルベルク市において両市は正式な友好都市締結を行った。また、9月にはヴェーバー市長をはじめとする代表団が本市を訪問し、調印式を執り行い、その後、熊本市民友好の翼、熊本市議会訪問団、少年水泳親善訪問団など相次いで同市を訪問する等両市の友好交流は着実に深まっている。本年も引き続き医学交流をはじめ、文化・スポーツなど幅広い分野での交流が予定されている。

最近の主な交流状況

平成4年1月	熊本市ハイデルベルク市訪問代表団派遣
3月	ハイデルベルク市議会において友好協定締結を正式に議決する
5月	熊本市ハイデルベルク市が正式な友好都市として調印を行う
9月	熊本市において再調印式を行う
10月	熊本市民友好の翼、熊本市議会訪問団の派遣
11月	少年水泳親善訪問団の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点にあり、標高116m、温和な気候に恵まれている。500年間プファルツ侯の宮殿であった古城のふもとのロマンチックな町であり、ドイツで最も美しい町のひとつと言われる。ドイツ最古の大学を通じて町には知的な雰囲気がみなぎり、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なおすこしのかわりもない。

市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、絵のような美しい屋根の波の上に堂々と聳え、城を訪れる人は、歩く度に多様な城の歴史を見ることができる。また、ハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であり、その歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。産業としては、ハイテク産業、バイオ研究が盛んである。市内には、古い城、古い橋、古い大学など多くの観光名所があり、年間330万人もの観光客が訪れている。

10 女性行政

男女平等、個人の尊厳をうたった憲法に基づき、女性も男性も自分の意志で生き方を選択し、社会や家庭をはじめあらゆる分野に共に参加・参画し支えあうことによって、豊かで平和な社会を築くことが必要である。

しかし、「男は仕事、女は家庭」に象徴される性による固定的役割分担意識は、長い歴史の中で形づくられ、それを根本原因とする女性問題は、社会のしくみに今なお存在する問題である。そのため、女性問題の解決に向けては、市民と行政が一体となった粘り強い取り組みが必要である。

そこで、女性行政を具体的により効果的に進めていくために、本市の女性プランに沿って積極的に施策を推進し、関係部局が連携を密にしながら、全庁的に取り組んで行く。

(1) 女性にかかわる施策の推進

「くまもと市女性プラン」の推進

プランの円滑な推進のために、推進体制の一層の充実を図り、施策の進捗状況の把握に努める。また、市民の理解と協力を得るための広報を行う。

(2) 啓発事業の推進

ア 婦人週間記念事業の開催

労働省が主唱する「婦人週間」に合わせて、女性の地位向上と男女で共に築く社会づくりへ向けた啓発活動を行う。

イ 女性フォーラム・地域フォーラム（仮称）の開催

女性を取り巻く身近な課題を取り上げ、女性問題についての市民の意識高揚を図ることを目的に、市民とともに企画・運営した催しを実施する。

ウ 啓発ビデオ及び啓発冊子の作成

男女平等や女性問題についての理解を助けるためのビデオや冊子を作成し、さまざまな啓発の機会をとらえて活用していく。

エ 啓発誌の発行

女性問題への関心を高めるとともに、地域やグループの活動に関する情報提供を内容とした啓発誌「はあもにい」を発行する。

年3回発行（7月、12月、3月） 各4,000部

(3) 女性の活動の支援

女性の社会参画を促進するとともに、女性自身の意欲と能力向上を目的として、女性の活動を支援する。

ア 女性のネットワークづくりの促進

スポーツ、ボランティア、学習などで自主的な活動をしているグループ間の交流を深め、情報交換をしながら連携の輪を広げることを目的とした自主グループ登録制度を充実させる。さらに、女性問題に関する研修会へ講師を派遣するなど、女性の積極的な活動を支援する。

登録グループ数 113グループ（平成5年6月現在）

イ 中南九州市女性交流会議（仮称）の開催

中南九州のさまざまな分野で活躍する女性のたちの交流をとおして、相互の理解と連携を一層深めるとともに、女性の視点から、新しい生活文化の創造と個性豊かな都市としての未来像を探る。

ウ 人材リストの充実

女性の人材発掘と登用拡大を図るため、人材リストをさらに充実させ、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に働きかける。（平成5年5月1日現在 14.7%）

エ 女性リーダーの養成

男女共生の社会づくりに向けて、女性問題を正しく理解し、それぞれの地域でリーダーとしての活躍が期待できる人材を、研修等を通して養成する。

熊本市総合女性センター

男女相互の自立と調和ある市民社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進（情報提供事業、女性問題啓発事業、女性の自己開発事業、生き方支援事業、女性のための健康事業）と市民文化振興（文化振興事業、ハイビジョン推進事業）の拠点施設として建設されたものである。会館では、女性問題に係る具体的事業の展開と、また地域文化発展のための様々な事業を行っている。

設置主体	熊本市
所在地	黒髪3丁目3番10号
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）
面積	敷地面積 5,701㎡ 延床面積 5,376㎡
工期	平成元年1月～平成2年3月
開館	平成2年4月7日
建設費	2,280,000千円
主要施設	4F 会議室、研修室A・B・C、和室 3F リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム 2F 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、女性政策課、消費者センター、ギャラリー 1F メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、会館事務室 立体駐車場 64台 駐輪場 80台

施設使用料

施設名 及び使用日		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	
		午前 9 時 まで	午後 1 時 まで	午後 6 時 30 分 まで			
メインホール	平日	5,000	円	8,000	円	10,000	円
	土曜日、日曜日及び休日	7,000		10,000		12,000	
多目的ホール	平日	3,000		4,000		5,000	
	土曜日、日曜日及び休日	4,000		5,000		6,000	
研修室	A 室	1,600		2,000		2,000	
	B 室	1,600		2,000		2,000	
	C 室	1,600		2,000		2,000	
和室		1,600		2,000		2,000	
会議室		2,600		3,500		3,500	
食のアトリエ		1,700		2,300		2,300	
食品加工室		1,000		1,300		1,300	
創作アトリエ		1,300		1,700		1,700	
スタジオ		800		1,000		1,000	
編集ルーム		350		500		500	
リハーサル室	A 室	700		900		900	
	B 室	1,500		2,000		2,000	
	C 室	1,600		2,200		2,200	
ギャラリー（全日）				1,000			
駐車場				1台1回につき		200	

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	集式 会 大 会典	音楽 会 ・ 演奏 会 曲	歌謡 ショー ・ 浪 奏 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	計	集式 会 大 会典	音楽 会 ・ 演奏 会 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	
2	13	146	2	2	51	0	214	3	88	20	3	57	16	187	3,627
3	17	141	11	4	51	1	225	10	88	12	0	45	24	179	3,810
4	35	155	13	15	51	2	271	19	123	15	0	42	44	243	4,386

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
2	27	5	120	62	214	19	8	93	67	187
3	43	3	141	38	225	28	2	82	67	179
4	53	14	157	52	276	45	9	123	66	243

11 消費者行政

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

(1) 消費者保護施策（消費者センターの充実）

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する適切な相談、苦情処理を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談窓口の強化

- ア 消費生活相談員の配置
- イ センター窓口の他、移動講座、地域講座でも相談に応じる
- ウ 相談事例集の作成
- エ 各種情報の収集

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応し得る消費者の育成を目的に各種講座、セミナーを開催する。

ア 消費生活講座

消費者セミナー	消費生活に関する基礎的な知識の修得	1期（3カ月）
生活科学講座	消費生活に関する専門的な知識の修得	1期（3カ月）
消費生活移動講座	地域住民に対する情報提供、消費者学習、消費生活相談などの啓発活動を効果的に推進するため、各地域に講師を派遣	
くらしの公開セミナー	多発する訪問販売やクレジットにからんだ消費者トラブルを未然に防止するため、地域住民を対象として各市民センターで開催	
消費生活巡回指導	消費者意識の地域浸透を図るため、巡回車くらしのうらおい号で巡回指導する	

イ 小学生啓発事業

学校教育において消費生活に関する知識を身につけてもらうため、小学生向け啓発読本「かしこいくらし」を1万部作成し、市内の小学5年生に配布。

ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年からは制定20年として毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者、業界、行政による記念事業を行う。

オ 消費者フェア事業

消費者が正しい知識と自主的な消費行動をもって、より豊かなくらしを築くことを目的とし、契約・安全

性、環境問題等について、消費者団体参加によるパネル、商品展示等を行う。

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品、関係法令等の知識普及のための情報を収集し、提供する。

イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の50店舗を対象に生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表する。

ウ 消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及び映画、スライド、ビデオの映写、貸出による情報提供。

(4) 消費者の組織化と活動の助長

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を促進する。

12 職 員 研 修

(平成4年度)

(1) 研修受講人員

区 分	研修所研修	自主研修	派遣研修	職場研修	合 計
延 人 員	2,479	181	73	2,746	5,479

(2) 研修所研修

	研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容	
								回
特 大 学 別 支 所 職 員 研 修 接 遇 向 上 運 動	夏 健康づくり研修	課長級の管理職	1	30	2	10	組織の要である管理者を対象とした「健康づくりセミナー」を実施し、心身の健康づくりに対する認識を深め、活力ある職場環境づくりを促す。	
	季 女性セミナーⅠ	係長級以上の女性職員	1	107	1	8	女性職員が本市のまちづくりの方向に対する認識を深め、かつ管理監督者として必要な知識を習得することにより、幅広い視野と対外的な折衝・調整能力を高める。	
	学 女性セミナーⅡ	係長級以上の女性職員	1	23	2	8	管理監督者に必要な管理能力、部下指導・育成、職場内のコミュニケーションや信頼関係の形成などの基礎的管理行動を体系的に習得する。	
	総合支所職員研修	総合支所職員研修会	総合支所職員	1	68	1	1	市勢の現状を認識することにより、都市自治体職員としての一層の資質向上を図る。
		総合支所職員施設見学	総合支所職員	2	53	1	1	施設見学を通して本市の現状をより深く理解することにより、合併後の新熊本市職員としての誇りと自覚を促す。
		組織活性化研修(ファミリー・トレーニング)	総合支所職員(河内・鮑田・天明)市民課	1	31	3	8	組織目標を能率的、計画的に達成するための問題点把握と解決方法を見いだすことによって、組織内での相互の役割を認識し、かつ明るい職場風土を形成する。
		都市派遣研修	総合支所職員	1	8	3	2～3	類似都市等に派遣することによって、都市行政に対する広範な視野と知識を涵養する。
	接 遇 向 上 運 動	接遇向上運動(全体計画)	全 職 員	-	-	-	5. 11	接遇向上運動(オアシス運動)を全庁的に展開することによって、職場活性化と市民に対する接遇マナーの改善・向上を図る。
		接遇向上運動推進プロジェクト・チームの活動	接 遇 リ ー ダ ー	1	11		4～3	オアシス運動を効果的に推進する方策等を研究・実施するため「接遇向上運動推進プロジェクト・チーム」を設置する。
接 遇 研 修		未 修 了 の 全 職 員	10	327	1	6. 11	日常業務に必要な基本的な接遇マナーを修得することにより、市民サービスをより一層向上させる。	
接遇研修指導者養成研修		係長級及び主事・技師	1	3			新規採用職員研修の接遇研修指導者及び接遇向上運動推進プロジェクト・チームメンバーを養成する。	
職 員 講 演 会	全 職 員	2	500	1	6. 2	職員一人ひとりの幅広い教養を向上させることによって、社会経済情勢の変化に敏感に対応できる能力を養成する。		

総務

研修名		対象	回数	人員	日数	実施 時期	内容	
基 本 研 修	新規採用 職員研修	前期採用	一般行政職 及び 医療職・看護婦	回1	人161	日22	月4	対象 221人 公務員としての自覚と意識の確立を図り、職務遂行に必要な実務の基礎知識の習得と、職場への適応力、市職員としての心構えを養成する。 特に接遇(礼儀)の向上、自主自立(律)精神の涵養、心身の鍛錬に重点を置くとともに常に問題意識を持って自ら行動する職員を育成する。 講師……主に内部講師
		後採用	一般行政職	1	40	23	10	
		研修	新規採用職員	8	221	2	12. 3	
		業務職員研修 第Ⅲ部	業務職員 (昭和48・49年度 採用者)	3	71	2	7. 8	
	吏員研修第Ⅰ部	主技	事師	4	153	2	1. 2	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに、市行政の現状と将来を認識する。 講師……内部講師及び外部講師
	吏員研修第Ⅱ部	主技	事師	3	92	4	10. 11	中堅吏員としての市行政のあり方と、今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに、高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う。 講師……内部講師及び外部講師
	係長研修第Ⅰ部	新任係長職		4	150	4	6.7.9	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る。 講師……内部講師及び外部講師
	課長補佐研修 第Ⅰ部	新任補佐職		4	105	2	11. 12	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する。 講師……内部講師及び外部講師
	課長研修 第Ⅰ部	新任課長職		2	81	2	10	行政における組織の合理的、能率的な管理の知識・技術を習得させ、管理者の人格及び実践的管理能力の行政運営における重要性を理解させる。 講師……外部講師
	作業長等研修	作業長・主任		1	27	2	8	現場の責任者及び監督者として、その役割を果すことに必要な知識と技能を深め職務を円滑に遂行するための役割を考える。
実 務 研 修	文書事務研修	全職員	2	55	2	7. 8	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う。 講師……内部講師	
	行政法研修	全職員	1	13	h 30	10	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う。 講師……熊大教授	
	地方公務員法研修	全職員	1	14	h 15	2	地方公務員法の理念・性格及び具体的内容を現行公務員制度の関連において理解することにより、地方自治の本旨実現のために果すべき役割の自覚を促す。 講師……内部講師	
	民法研修	全職員	1	20	h 30	2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う。	
	地方自治法	全職員 (希望・推薦制)	1	10	5	10	必要な地方自治法の基礎的知識を修得することにより、地方自治を公正的確に処理する能力を養う。	

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
実務研修	庶務担当者	全職員 (希望・推薦制)	回 1 人 44	日 3	月 7	庶務担当者として必要な基本的事務処理能力を向上させる。
	プレゼンテーション	係長級の職員 (推薦制)	1 20	2	1	住民説明や会議、提案などをする時の、的確な話し方・表現技術等、有効な伝え方と相手を納得させるノウハウを習得する。
	会議のすすめ方	係長級の職員 (推薦制)	1 21	2	2	会議・話し合いの意味を考え、効果的な会議の開き方、進め方、司会の仕方などの能力の修得を図る。
内部講師養成研修	J S T 指導者養成研修 (標準課程)	研修所が指定したもの	3 3	7	11.12.3	派遣先……日本経営協会・日本人事管理協会 「J S T 指導者養成課程」
	吏員研修 講師養成	吏員研修内部講師予定者	3 18	3	7～10	内部講師の研修目的に対する意識を統一するとともに、講師として必要な基礎的研修理論の修得と指導技術の向上を図る。
	K E T リーダー養成	課長補佐級の者	1 17	3	1	K E T 研修の指導者として必要な知識を修得することにより、各職場における公務員倫理の高揚と推進を図る職員を養成する。

(3) 自主研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
通信教育	全職員	回 3	人 85 (修了者)	日 2～ 10ヵ月	月 1～12	教養コース、階層別コースほか 実施校……産業能率大学、日本経営協会ほか
職員提案	全職員	—	件 44	—	4～3	本市の事務事業に関する職員の提案を奨励することにより、市政に対する職員の参加意識の高揚を図る。
社内誌編集 実務研修	研修くまもと 編集員	1	2	2	9	派遣先……日本経営協会 研修くまもと編集員の技能向上
英会話研修	全職員	1	32	16	10～1	今後益々盛んになるであろう国際交流に対処するとともに、自己啓発研修の一環として行う。 講師……外部講師
中国語研修	全職員	1	3	47	10～3	同 上
ドイツ語研修	全職員	1	15	12	10～12	同 上

(4) 派遣研修

研 修 名	場 所	人 員	期 間
海 外 派 遣 研 修	英国、スイス、フランス、米国、中国	6人	12日程度
都 市 派 遣 研 修	(1) 大阪市、京都市ほか	16	3日
	(2) 大阪市、広島市ほか	15	3日
自 治 大 学 校	東 京 都	2	3～6ヵ月
市 町 村 ア カ デ ミ ー	千 葉 市	11	4～10日
本 省 派 遣 研 修	厚 生 省、中小企業庁ほか	3	1～2年間
そ の 他 の 派 遣 研 修	熊本(熊日経営セミナー)	20	2h

(5) 職場研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
保 育 所 研 修	保 母	22回	944人	1～5日	4～3月	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る。(派遣研修含む) 講師……外部講師
保 健 婦 研 修	保 健 婦	12回	677人	1日	4～3月	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る。 講師……内部講師・外部講師
用 地 研 修	全 職 員	3回	5人	1～5日	7.11	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上を図る。(派遣研修含む)
職 場 集 合 研 修	全 職 員	11回	1,120人	1日	4～3月	各課の実情に応じてそれぞれの職場において実施する。 講師……外部講師

13 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平4.9.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	碩台小学校	1,141	1,612	2,753
	102	信愛女学院幼稚園	967	1,467	2,434
	103	桜山中学校	2,861	2,545	5,406
	104	黒髪小学校	1,509	1,602	3,111
	105	市立高等学校	1,567	1,955	3,522
	106	弓削小学校	1,446	1,592	3,038
	107	龍田小学校	2,778	3,126	5,904
	108	武蔵小学校	2,267	2,613	4,880
	109	楠小学校	2,202	2,623	4,825
	110	麻生田小学校	2,492	2,931	5,423
	111	城北小学校	3,049	1,941	4,990
	112	八景水谷公民館	1,441	1,703	3,144
	113	清水小学校	2,262	2,713	4,975
	114	亀井公民館	1,259	1,479	2,738
	115	高平台小学校	3,199	3,784	6,983
	116	銀杏学園短期大学	1,506	1,772	3,278
	117	京陵中学校	1,247	1,624	2,871
	118	壺川小学校	1,792	2,329	4,121
	119	京町台保育園	952	1,241	2,193
	120	池田小学校	3,201	3,205	6,406
	121	一新幼稚園	748	1,141	1,889
	122	一新小学校	1,941	2,605	4,546
	123	横手保育園	573	783	1,356
	124	慶徳小学校	707	1,039	1,746
	125	熊本市役所	935	1,251	2,186
	126	白川小学校	1,387	1,779	3,166
	127	鎮西高等学校	1,177	1,581	2,758
	128	大江小学校	1,855	1,943	3,798
	129	九州学院	1,232	1,778	3,010
	130	託麻北小学校	2,292	2,455	4,747
	131	託麻東小学校	3,158	3,535	6,693
	132	託麻西小学校	2,605	2,866	5,471
	133	日赤健康管理センター体育館	1,800	2,041	3,841
	134	清水北老人憩の家	1,112	1,317	2,429
	135	上熊本老人憩の家	727	916	1,643
	136	託麻市民センター	1,350	1,436	2,786
	137	榎木小学校	1,937	2,315	4,252
	138	託麻南小学校	1,759	1,958	3,717
	139	宝積寺公民館	1,559	1,785	3,344
	140	長嶺小学校	2,822	3,084	5,906
	141	西里保育園	1,069	1,234	2,303
	142	五丁保育園	1,021	1,169	2,190
	143	明德体育館	800	893	1,693
	144	北部総合支所	1,647	1,949	3,596
	145	北部東小学校	2,157	2,496	4,653
	146	下南部公民館	1,043	1,089	2,132
		小計	78,551	90,295	168,846
2	201	五福地域開発センター	1,084	1,505	2,589
	202	花園公民館	1,661	2,105	3,766
	203	花園小学校	2,935	3,393	6,328
	204	岳林寺	1,558	1,858	3,416
	205	城西小学校	2,941	3,626	6,567
	206	春日小学校	1,814	2,272	4,086
	207	春日保育園	784	1,064	1,848
	208	古町小学校	1,411	1,843	3,254
	209	花陵中学校	2,217	2,880	5,097
	210	白坪小学校	1,997	2,252	4,249
	211	池上山小学校	2,174	2,639	4,813
	212	城山小学校	2,763	3,251	6,014
	213	松尾東小学校	357	403	760
	214	松尾西小学校	558	609	1,167

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	215	松尾北公民館	108	129	237
	216	小島小學校	1,041	1,248	2,289
	217	有明保育園	266	278	544
	218	中島小學校	735	875	1,610
	219	二番公民館	815	912	1,727
	220	城南中學校	1,957	2,737	4,694
	221	川尻小學校	1,706	2,081	3,787
	222	力合小學校	2,265	2,565	4,830
	223	日吉小學校	3,456	3,953	7,409
	224	森下保育園	1,214	1,390	2,604
	225	向山小學校	1,975	2,406	4,381
	226	世安公民館	1,408	1,708	3,116
	227	本春荘小學校	1,332	1,807	3,139
	228	春竹小學校	2,814	3,553	6,367
	229	事業内高等職業訓練校	1,830	2,084	3,914
	230	託麻中學校	3,095	3,545	6,640
	231	田迎南小學校	2,161	2,408	4,569
	232	御幸小學校	2,965	3,524	6,489
	233	薄場団地集会所	1,086	1,290	2,376
	234	城南小學校	764	863	1,627
	235	高橋小學校	757	889	1,646
	236	河内小學校	1,276	1,463	2,739
	237	みかんの里振興センター	850	940	1,790
	238	椎亀集荷場	373	428	801
	239	芳野中學校	551	593	1,144
	240	飽田東小學校	1,878	2,191	4,069
241	飽田南小學校	707	868	1,575	
242	飽田西小學校	1,028	1,201	2,229	
243	中緑小學校	455	550	1,005	
244	銭塘小學校	877	967	1,844	
245	奥古閑小學校	1,425	1,669	3,094	
246	川口小學校	1,051	1,169	2,220	
		小計	68,475	81,984	150,459
3	301	西原小學校	3,436	3,455	6,891
	302	西原公民館	898	1,059	1,957
	303	菊水学園	1,772	1,678	3,450
	304	託麻原小學校	3,125	3,369	6,494
	305	東水前寺公民館	2,107	2,578	4,685
	306	帶山中學校	1,868	2,159	4,027
	307	帶山小學校	2,781	3,299	6,080
	308	帶山校区第6町内公民館	1,850	2,050	3,900
	309	京塚公民館	1,091	1,386	2,477
	310	尾ノ上小學校	3,458	3,905	7,363
	311	山ノ内小學校	3,445	3,818	7,263
	312	東町小學校	1,958	2,051	4,009
	313	桜木小學校	3,185	3,713	6,898
	314	秋津第2公民館	1,707	1,992	3,699
	315	東野中學校	2,360	2,709	5,069
	316	若葉小學校	2,058	2,480	4,538
	317	泉ヶ丘小學校	1,409	1,762	3,171
	318	泉ヶ丘公民館	1,352	1,697	3,049
	319	健軍小學校	2,287	2,552	4,839
	320	湖東中學校	1,859	2,245	4,104
	321	砂取小學校	2,036	2,779	4,815
	322	熊本県庁1階ロビー	747	904	1,651
	323	画図中央公民館	1,871	2,158	4,029
	324	江津湖団地第2集会所	1,642	1,994	3,636
	325	出水小學校	1,925	2,553	4,478
	326	覚法寺	1,291	1,720	3,011
327	出水中學校	2,499	2,969	5,468	
328	白山小學校	2,355	2,712	5,067	
329	白山保育園	692	891	1,583	
330	月出小學校	2,288	2,359	4,647	
331	健軍東小學校	2,639	2,932	5,571	
332	出水南中學校	1,400	1,635	3,035	
		小計	65,391	75,563	140,954
	合	計	212,417	247,842	460,259

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙施行年月日	昭50. 4.27	昭54. 4.22	昭58. 4.24	昭62. 4.26	平3. 4.21
有権者総数		318,169	340,548	362,884	384,110	440,958
投票者数		229,076	243,010	248,675	255,361	282,185
投票率(%)		72.00	71.36	68.53	66.48	63.99
立候補者数		68	64	64	68	74
定数		52	52	52	52	56
最高得票数		5,618	6,498	6,762	8,645	7,811
当選者最低得票数		2,700	3,206	2,754	3,195	3,194
立候補者最高年齢		68	80	84	73	77
最低年齢		27	30	27	29	26

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第1	第2	第3	全体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平元. 7.23)	65.90	65.27	66.94	66.07
熊本市長選挙	(平2.11.18)	48.23	48.63	47.38	48.06
熊本県知事選挙	(平3.1.27)	27.07	25.22	27.03	26.50
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平3.4.7)	51.61	56.18	51.17	52.85
県議会議員一般選挙 (飽託郡選挙区)	(平3.4.7)	—	—	—	36.85
市議会議員一般選挙	(平3.4.21)	61.23	70.66	60.13	63.99
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平4.7.26)	54.64	54.06	54.12	54.29
衆議院議員総選挙	(平5.7.18)	71.73	71.81	71.84	71.79

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民	社会	公明	民社	共産	日本新党	新生党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平元. 7. 23)	総得票数	68,379	—	—	—	8,685	—	—	—	184,918	261,982
	最高 "	34,271	—	—	—	8,685	—	—	—	107,047	—
	最低 "	34,108	—	—	—	8,685	—	—	—	77,871	—
	得票率(%)	26.10	—	—	—	3.32	—	—	—	70.58	100
	候補者数	2	—	—	—	1	—	—	—	2	5
熊本市長選挙 (平2. 11. 18)	総得票数	—	—	—	—	9,571	—	—	—	185,625	195,196
	最高 "	—	—	—	—	9,571	—	—	—	98,397	—
	最低 "	—	—	—	—	9,571	—	—	—	87,228	—
	得票率(%)	—	—	—	—	4.90	—	—	—	95.10	100
	候補者数	—	—	—	—	1	—	—	—	2	3
熊本県知事選挙 (平3. 4. 27)	総得票数	—	—	—	—	—	—	—	—	105,942	105,942
	最高 "	—	—	—	—	—	—	—	—	82,428	—
	最低 "	—	—	—	—	—	—	—	—	23,514	—
	得票率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	候補者数	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16 (平3. 4. 7)	総得票数	109,626	35,113	34,883	—	11,017	—	—	—	22,443	213,083
	最高 "	15,687	13,758	12,270	—	11,017	—	—	—	8,590	—
	最低 "	11,284	9,779	11,284	—	11,017	—	—	—	5,927	—
	得票率(%)	51.45	16.48	16.37	—	5.17	—	—	—	10.53	100
	候補者数	8	3	3	—	1	—	—	—	3	18
県議会議員選挙 (飽託郡選挙区) 定数 1 (平3. 4. 7)	総得票数	10,494	—	—	—	1,742	—	—	—	—	12,236
	最高 "	10,494	—	—	—	1,742	—	—	—	—	—
	最低 "	10,494	—	—	—	1,742	—	—	—	—	—
	得票率(%)	85.76	—	—	—	14.24	—	—	—	—	100
	候補者数	1	—	—	—	1	—	—	—	—	2
市議会議員選挙 定数 56 (平3. 4. 21)	総得票数	76,102	31,225	30,868	13,070	8,411	—	—	—	119,796	279,475
	最高 "	6,999	4,167	4,371	5,188	2,928	—	—	—	7,811	—
	最低 "	2,649	2,464	3,638	3,729	2,625	—	—	—	323	—
	得票率(%)	27.23	11.17	11.04	4.68	3.01	—	—	—	42.86	100
	候補者数	18	9	8	3	3	—	—	—	33	74
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平4. 7. 26)	総得票数	52,001	—	—	—	8,384	—	—	47,861	129,106	237,352
	最高 "	52,001	—	—	—	8,384	—	—	47,861	54,067	—
	最低 "	52,001	—	—	—	8,384	—	—	47,861	10,162	—
	得票率(%)	21.91	—	—	—	3.53	—	—	20.16	54.39	100
	候補者数	1	—	—	—	1	—	—	1	4	7
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5 (平5. 7. 18)	総得票数	71,050	43,713	42,012	—	7,256	125,976	30,033	—	13,477	333,517
	最高 "	43,801	43,713	42,012	—	7,256	125,976	30,033	—	13,477	—
	最低 "	27,249	43,713	42,012	—	7,256	125,976	30,033	—	13,477	—
	得票率(%)	21.30	13.11	12.60	—	2.18	37.77	9.00	—	4.04	100
	候補者数	2	1	1	—	1	1	1	—	1	8

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 参議院議員通常選挙における「諸派」は「連合の会」

14 名 誉 市 民

(平5.8.1現在)

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の本文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価さ

れている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。正四位勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

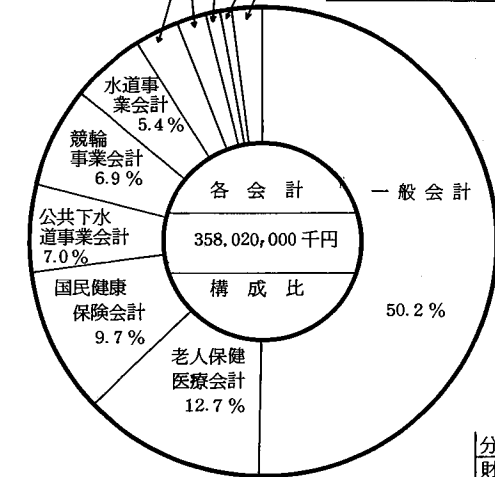
15 財

政

(1) 平成5年度当初予算図表

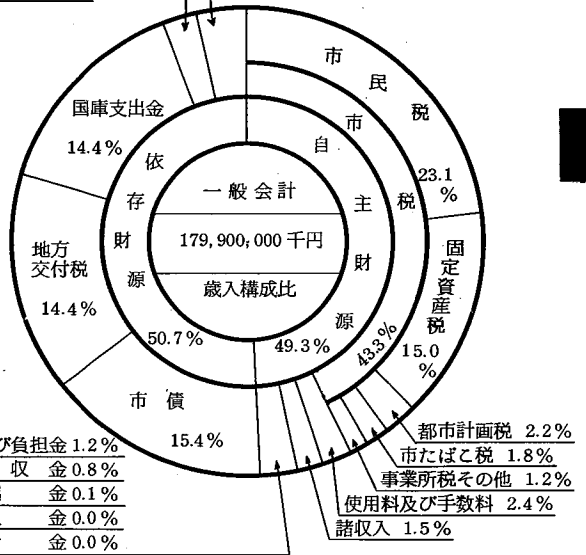
熊本城会計	0.3%
西部第一土地区画整理事業会計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.1%
産院会計	0.1%
地下駐車場事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
高齢者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
酒類製造事業会計	0.0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
住宅改修資金貸付事業会計	0.0%

公共用地先行取得事業会計	1.0%
産業振興資金会計	1.1%
交通事業会計	2.1%
市民病院会計	2.9%

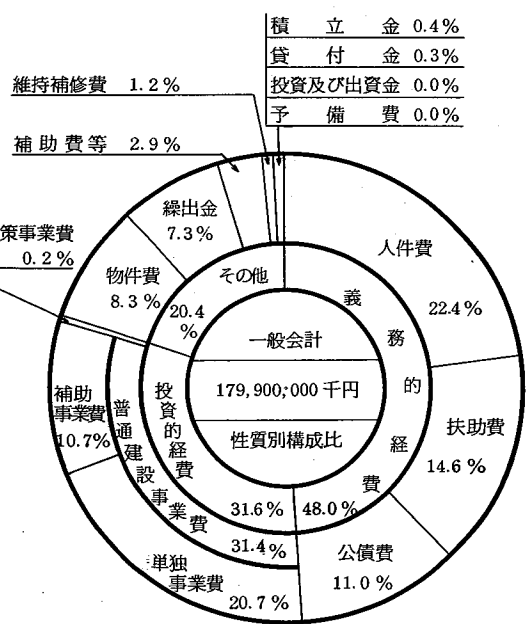
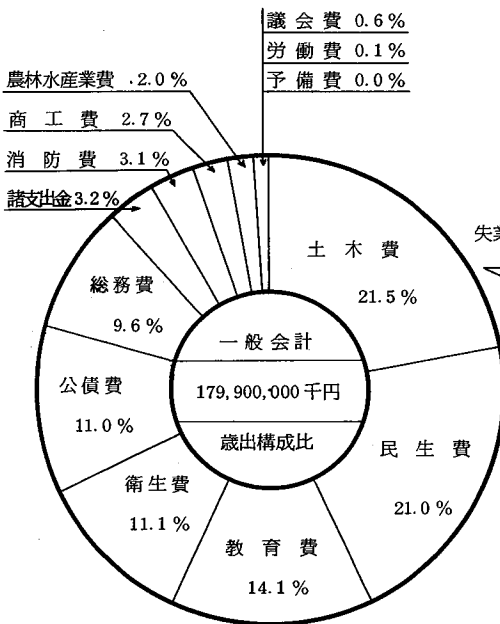


県支出金 2.5%

地方譲与税	2.1%
地利割交付金	0.7%
自動車取得税交付金	0.4%
交通安全対策特別交付金	0.1%
受託事業収入	0.1%
特別地方消費税交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0%



総務



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区分 会計別	5年度当初予算(A)		4年度予算				比較 (A) - (B)	伸率 (A)-(B) (B)
			当初予算(B)		現計予算			
		%		%		%		%
一般会計	179,900,000	50.2	168,000,000	50.2	200,989,103	51.8	11,900,000	7.1
特別会計	140,830,000	39.3	131,990,000	39.4	148,988,593	38.5	8,840,000	6.7
国民健康保険会計	34,577,402	9.7	33,338,797	10.0	33,635,384	8.7	1,238,605	3.7
住宅改修資金貸付事業会計	22,526	0.0	20,969	0.0	21,158	0.0	1,557	7.4
障害者住宅整備資金貸付事業会計	36,902	0.0	38,190	0.0	24,222	0.0	△ 1,288	△ 3.4
高齢者住宅整備資金貸付事業会計	94,043	0.0	96,688	0.0	54,960	0.0	△ 2,645	△ 2.7
老人保健医療会計	45,560,601	12.7	42,058,920	12.6	46,126,845	11.9	3,501,681	8.3
交通災害共済事業会計	119,204	0.0	124,847	0.0	119,961	0.0	△ 5,643	△ 4.5
食肉センター会計	243,252	0.1	254,294	0.1	253,837	0.1	△ 11,042	△ 4.3
産業振興資金会計	3,838,000	1.1	3,778,000	1.1	3,778,000	1.0	60,000	1.6
中小企業勤労者福祉共済事業会計	96,827	0.0	88,792	0.0	90,879	0.0	8,035	9.0
競輪事業会計	24,763,792	6.9	23,381,736	7.0	27,672,983	7.1	1,382,056	5.9
熊本城会計	922,850	0.3	836,040	0.3	956,433	0.3	86,810	10.4
地下駐車場事業会計	428,199	0.1	2,118,452	0.6	2,216,216	0.6	△ 1,690,253	△ 79.8
公共用地先行取得事業会計	3,708,932	1.0	1,837,132	0.5	2,690,840	0.7	1,871,800	101.9
西部第一土地区画整理事業会計	559,163	0.2	253,240	0.1	316,200	0.1	305,923	120.8
公共下水道事業会計	25,129,031	7.0	23,126,143	6.9	30,241,163	7.8	2,002,888	8.7
水洗便所改造資金貸付事業会計	497,639	0.1	401,908	0.1	623,518	0.2	95,731	23.8
住宅新築資金貸付事業会計	231,637	0.1	235,852	0.1	165,994	0.0	△ 4,215	△ 1.8
一般・特別会計合計	320,730,000	89.5	299,990,000	89.6	349,977,696	90.3	20,740,000	6.9
企業会計	37,290,000	10.5	34,936,000	10.4	37,711,830	9.7	2,354,000	6.7
産院会計	448,012	0.1	427,648	0.1	455,103	0.1	20,364	4.8
市民病院会計	10,219,541	2.9	8,931,212	2.7	9,804,108	2.5	1,288,329	14.4
酒類製造事業会計	81,000	0.0	80,200	0.0	80,200	0.0	800	1.0
水道事業会計	19,154,941	5.4	18,472,699	5.5	18,375,050	4.8	682,242	3.7
交通事業会計	7,386,506	2.1	7,024,241	2.1	8,997,369	2.3	362,265	5.2
総計	358,020,000	100	334,926,000	100	387,689,526	100	23,094,000	6.9

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	5 年 度 当 初 予 算				4 年 度 当 初 予 算			
	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源
1 人 件 費	40,208,572	22.4%	2,484,199	37,724,373	38,131,051	22.7%	2,530,771	35,600,280
2 物 件 費	14,910,936	8.3	3,144,654	11,766,282	13,851,854	8.3	2,546,316	11,305,538
3 維 持 補 修 費	2,215,894	1.2	292,829	1,923,065	2,205,849	1.3	251,265	1,954,584
4 扶 助 費	26,268,221	14.6	18,586,711	7,681,510	25,043,213	14.9	17,818,242	7,224,971
5 補 助 費 等	5,292,970	2.9	587,321	4,705,649	4,872,111	2.9	551,937	4,320,174
6 普 通 建 設 事 業 費	56,399,422	31.4	37,240,153	19,159,269	52,092,000	31.0	32,597,611	19,494,389
補 助 事 業 費	19,265,358	10.7	15,791,702	3,473,656	19,919,466	11.9	15,086,382	4,833,084
単 独 事 業 費	37,134,064	20.7	21,448,451	15,685,613	32,172,534	19.1	17,511,229	14,661,305
7 災 害 復 旧 事 業 費	—	—	—	—	—	—	—	—
8 失 業 対 策 事 業 費	271,769	0.2	65,855	205,914	319,756	0.2	75,669	244,087
9 公 債 費	19,800,854	11.0	1,570,814	18,230,040	18,240,009	10.9	1,392,351	16,847,658
10 積 立 金	651,219	0.4	551,219	100,000	1,009,310	0.6	909,310	100,000
11 投 資 及 び 出 資 金	55,160	0.0	—	55,160	437,175	0.3	—	437,175
12 貸 付 金	578,000	0.3	563,000	15,000	578,000	0.3	563,000	15,000
13 繰 出 金	13,176,983	7.3	1,416,351	11,760,632	11,149,672	6.6	1,397,793	9,751,879
14 予 備 費	70,000	0.0	—	70,000	70,000	0.0	—	70,000
合 計	179,900,000	100	66,503,106	113,396,894	168,000,000	100	60,634,265	107,365,735

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
10	市 税	63,531,338	66,329,186	73,429,221	76,359,533	77,899,735	46.2	41.6	41.6	37.5	43.3
15	地方譲与税	2,731,126	3,301,485	3,672,071	4,141,954	3,758,000	2.0	2.1	2.1	2.0	2.1
20	利子割交付金	1,132,427	2,667,153	2,853,633	2,024,419	1,330,000	0.8	1.7	1.6	1.0	0.7
25	自動車取得税交付金	671,072	763,770	849,883	800,849	780,000	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
27	特別地方消費税交付金	—	—	63,014	136,895	100,000	—	—	0.0	0.1	0.1
30	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,769	5,769	5,769	5,884	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
35	地方交付税	16,602,886	19,758,660	27,088,784	32,816,889	26,882,000	12.1	12.4	15.3	16.1	14.9
40	交通安全対策 特別交付金	145,066	157,658	185,093	174,027	160,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
45	分担金及び負担金	1,471,410	1,615,497	1,966,612	2,131,038	2,179,648	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2
50	使用料及び手数料	4,209,076	4,169,615	4,167,798	4,416,974	4,257,489	3.1	2.6	2.4	2.2	2.4
55	国庫支出金	18,033,478	19,805,788	22,558,652	27,734,575	25,819,954	13.1	12.4	12.8	13.6	14.4
60	県支出金	4,025,274	5,155,651	5,581,426	5,976,818	4,505,199	2.9	3.2	3.2	2.9	2.5
65	財産収入	1,863,934	2,039,582	2,367,545	2,546,057	1,433,371	1.3	1.3	1.3	1.3	0.8
70	寄附金	142,834	12,116	47,197	40,773	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
75	繰入金	68,999	14,793	18,542	2,049,899	10,000	0.1	0.0	0.0	1.0	0.0
80	繰越金	2,935,090	5,256,658	5,779,624	4,327,684	200,000	2.1	3.3	3.3	2.1	0.1
85	諸収入	4,320,111	6,551,148	4,946,587	4,069,386	2,821,903	3.1	4.1	2.8	2.1	1.6
90	市債	15,706,389	21,803,462	20,984,828	33,772,277	27,761,700	11.4	13.7	11.9	16.6	15.4
	合 計	137,596,279	159,407,991	176,566,279	203,525,931	179,900,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
10	議会費	882,115	938,815	1,051,395	1,124,702	1,096,756	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
15	総務費	14,913,031	16,555,406	17,846,329	19,245,620	17,192,125	11.3	10.8	10.4	9.8	9.6
20	民生費	29,870,189	31,881,494	35,698,603	39,621,668	37,729,765	22.6	20.8	20.7	20.1	21.0
25	衛生費	9,754,580	11,158,677	14,630,879	21,524,692	19,945,108	7.4	7.3	8.5	10.9	11.1
30	労働費	634,259	514,743	401,745	287,451	271,769	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1
35	農林水産業費	2,609,947	3,148,258	5,177,710	5,340,203	3,538,745	2.0	2.1	3.0	2.7	2.0
40	商工費	4,544,693	4,762,774	4,395,792	4,594,536	4,899,458	3.4	3.1	2.6	2.3	2.7
45	土木費	27,986,384	34,486,272	38,558,229	43,952,333	38,616,244	21.1	22.4	22.4	22.3	21.5
50	消防費	4,419,076	4,764,994	5,482,787	5,739,275	5,671,446	3.3	3.1	3.2	2.9	3.1
55	教育費	17,424,630	23,975,671	23,258,880	28,860,768	25,377,958	13.2	15.6	13.5	14.6	14.1
60	災害復旧費	5,154	122,650	525,773	0	0	0.0	0.1	0.3	0	0
65	公債費	14,505,833	15,888,422	18,618,547	19,976,058	19,810,854	10.9	10.3	10.8	10.1	11.0
70	諸支出金	4,789,730	5,430,191	6,591,926	7,080,387	5,679,772	3.6	3.5	3.8	3.6	3.2
75	予備費	0	0	0	0	70,000	0	0	0	0	0
	合 計	132,339,621	153,628,367	172,238,595	197,347,693	179,900,000	100	100	100	100	100

(注) 4年度は決算見込額、5年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	63			元			2			3			4		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	56,662,854	% 6.0	100	62,982,667	% 11.2	111	74,686,386	% 18.6	132	78,992,509	% 5.8	139	87,797,220	% 11.1	155
基準財政収入額	42,895,054	4.5	100	47,068,581	9.7	110	50,726,764	7.8	118	55,020,362	8.5	128	58,332,346	6.0	136
標準税収入額	56,864,102	4.5	100	61,847,723	8.8	109	67,214,189	8.7	118	72,910,872	8.5	128	77,300,257	6.0	136
標準財政規模	70,580,877	5.8	100	78,256,032	10.9	111	90,878,430	18.6	129	98,743,112	8.7	140	108,856,228	10.2	154
財政力指数	0.765			0.757			0.701			0.693			0.685		
実質収支比率(%)	2.2			2.3			2.4			1.6			2.3		
経常収支比率(%)	79.7			73.4			73.0			74.1			74.8		
公債費比率(%)	16.2			15.0			15.3			16.4			15.9		

(注) 4年度は決算見込額

総務

16 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税	率	納 期 限
市 人	均等割	2,500円		1期 6/1～6/30 2期 8/1～8/31 3期 10/1～10/31 4期 1/1～1/31
	所得割	課税所得金額	税 率	
民 法 人	均等割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に 有する事務所等の従業者数の合計数が50人を 超えるもの 年額 3,600,000円	3%	○確定申告納付期限 各事業年度終了の日の 翌日から2カ月以内、ただし、税務署 長の承認を受けたものはその承認を受け た期間 ○人格のない社団等で収益事業を行わない もの 公共法人、公益法人で均等割のみ を課されるもの 4月30日
		2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円	8%	
		3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の 合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額 が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の 合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円	11%	
		4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及 び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円		
		5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合 計数が50人を超えるもの 年額 144,000円		
		6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 48,000円		
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$		
県 民 税	均等割		700円	個人市民税と同じ
	所得割	課税所得金額	税 率	
		550万円以下	2%	
		550万円超	4%	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$		1期 4/1～4/30 2期 7/1～7/31 3期 9/1～9/30 4期 12/1～12/31
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$		固定資産税と同じ
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円(700円) (イ) " 90cc " 1,200円(1,100円) (ウ) " 125cc " 1,600円(1,400円) (エ) ミニカー 2,500円(2,300円) 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円(2,200円) (イ) 三輪のもの 3,100円(2,800円)		

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用5,500円(5,200円) 自家用7,200円(6,500円) 貨物用のもの { 営業用3,000円(2,900円) 自家用4,000円(3,600円) (ニ) 雪上車 2,400円(2,200円) 3 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業自動車 1,600円(1,400円) (イ)刈取脱穀作業自動車1,600円 (ウ) その他のもの 4,700円(4,300円) 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円(3,600円) (註) ()の金額は電気軽自動車等に適用される 税率	5 / 1 ~ 5 / 31
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき1,997円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき948円)	毎月末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1m^2 につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1m^2 につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2ヵ月以内
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

総務

(2) 納税義務者の推移

税目		年度		63	元	2	3	4
市 民 税	個人	普通徴収	均等割のみ	7,135	6,771	9,376	11,418	11,549
			所得割のみ	13,791	14,855	13,973	18,451	21,741
			完全納税者	52,406	56,053	55,005	66,217	71,775
			計	73,332	77,679	78,354	96,086	105,065
	人	特別徴収	均等割のみ	2,907	2,264	3,879	3,854	2,990
			所得割のみ	15,902	15,797	15,589	17,447	20,634
			完全納税者	113,818	113,799	115,459	124,693	129,425
			計	132,627	131,860	134,927	145,994	153,049
		小計	205,959	209,539	213,281	242,080	258,114	
		法人調定件数	21,553	22,412	23,892	25,430	26,169	
固定資産税	土地及び家屋	134,174	137,588	141,297	154,837	158,135		
	償却資産	(3,064)	(3,165)	(3,314)	(3,250)	(3,315)		
	小計	134,174	137,588	141,297	154,837	158,135		
軽自動車税		150,067	150,709	150,407	177,742	167,391		
合計		511,753	520,248	528,877	600,089	609,809		
対前年度	増加数	8,506	8,495	8,629	71,212	9,720		
	伸び率(%)	102	102	102	113	102		

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む
平成2年度の軽自動車税は、旧4町分は含まない

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度		3			4		
		調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)		
市 民 税	個人分	普通徴収	11,003,352	10,241,876	93.1	11,221,147	10,421,665	92.9	
		特別徴収	16,960,028	16,918,841	99.8	18,665,928	18,606,447	99.7	
		計	27,963,380	27,160,717	97.1	29,887,075	29,028,112	97.1	
	法人分	12,661,449	12,594,245	99.5	11,356,230	11,154,405	98.2		
	小計	40,624,829	39,754,962	97.9	41,243,305	40,182,517	97.4		
固定資産税	固定資産	土地家屋償却資産	24,044,112	23,349,843	97.1	25,930,834	25,001,787	96.4	
	交付金	223,910	223,910	100	228,944	228,944	100		
	小計	24,268,022	23,573,753	97.1	26,159,778	25,230,731	96.4		
軽自動車税		449,154	431,714	96.1	466,731	450,212	96.5		
特別土地保有税		398,666	357,370	89.6	606,381	577,045	95.2		
商品券発行税		119,333	119,333	100	130,854	130,854	100		
入湯税		16,995	16,840	99.1	15,258	15,205	99.7		
事業所税		1,685,268	1,681,300	99.8	1,864,429	1,843,268	98.9		
都市計画税		3,499,102	3,396,752	97.1	3,869,796	3,731,276	96.4		
たばこ税		3,146,878	3,146,878	100	3,189,592	3,189,431	100		
旧法による税		-	-	-	-	-	-		
合計		74,208,247	72,478,902	97.7	77,546,124	75,350,539	97.2		
滞納繰越分		4,886,032	950,319	19.4	5,293,852	1,008,994	19.1		
総計		79,094,279	73,429,221	92.8	82,839,976	76,359,533	92.2		

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合 数	組合 員数	税 目	調定額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 (B) - (%) (A)	事務費 交付金 (c)	割合 (C) - (%) (A)	事 務 費 交付基準
					件 数	金額(B)				
63	641	35,531	市 民 税	7,287,957	24,970	891,431	12.2	62,140	0.2	納期内に完納 した市税の 60年度以降は $\frac{2.4}{100}$ (最高 2,400円)と 領収書1枚に つき10円
			固定資産税	21,113,079	85,976	3,033,540	14.4			
			軽自動車税	356,748	8,615	21,379	6.0			
			計	28,757,784	119,561	3,946,350	13.7			
元	597	34,721	市 民 税	8,277,908	23,590	937,129	11.3	61,399	0.2	均等割領収書 については1 枚につき50円 平成3年度の 旧飽託4町分 は、旧4町規 則により交付
			固定資産税	22,844,387	82,335	3,091,907	13.5			
			軽自動車税	369,017	8,167	20,878	5.7			
			計	31,491,312	114,092	4,049,914	12.9			
2	578	34,685	市 民 税	9,083,818	22,060	1,126,701	12.4	62,010	0.2	均等割領収書 については1 枚につき50円 平成3年度の 旧飽託4町分 は、旧4町規 則により交付
			固定資産税	24,257,507	80,792	3,166,111	13.1			
			軽自動車税	383,727	8,126	21,395	5.6			
			計	33,725,052	110,978	4,314,207	12.8			
3	675	51,280	市 民 税	10,892,658	49,358	1,469,912	13.5	88,634	0.2	均等割領収書 については1 枚につき50円 平成3年度の 旧飽託4町分 は、旧4町規 則により交付
			固定資産税	28,862,542	115,910	3,589,453	12.4			
			軽自動車税	578,596	13,882	47,516	8.2			
			計	40,333,796	179,150	5,106,881	12.7			
4	643	41,929	市 民 税	11,221,147	25,282	1,328,360	11.8	66,136	0.2	均等割領収書 については1 枚につき50円 平成3年度の 旧飽託4町分 は、旧4町規 則により交付
			固定資産税	29,120,425	83,728	3,431,318	11.8			
			軽自動車税	466,731	10,905	31,290	6.7			
			計	40,808,303	119,915	4,790,968	11.7			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

17 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設立年月日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事 業

- 市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
- 道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
- 駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分
- 前各号に掲げるものほか公社の目的を達成するための必要な事業

役員
(平5.4.1現在)

理事長 助 役 副理事長 助 役

理 事 市長公室長 企画調整局長 市民局長 産業局長
中小企業局長 保健衛生局長 環境保全局長 建設局長
都市局長 教育長 消防局長

常務理事 総務局長

監 事 収入役 企画調整部長

役員任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）

資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年9.5%以内（2年据置を含め10カ年以内の半年賦及び年賦償還）

事 業 実 績

区分	事業名	執行額		備 考
		面積	金額	
平成 4 年 度 事 業	教育施設	19,038.16 ^{m²}	2,252,081,331 ^円	江原中学校拡張用地ほか
	福祉施設	3,903.69	327,435,600	西里老人福祉センター建設用地ほか
	衛生・清掃施設	6,936.00	431,972,383	熊本市環境総合研究所（仮称）建設用地
	公園施設	32,841.99	3,221,320,755	武蔵塚公園用地ほか
	街路施設	4,284.24	916,625,304	都市計画道路3・3・14 野口清水線用地ほか
	下水道施設	2,611.00	197,391,000	平田ポンプ場用地
	土木施設	3,441.62	552,243,621	市道半田第25号線道路改良工事用地ほか
	その他公共施設	3,262.17	422,354,186	中央消防署清水出張所用地ほか
	「公有地拡大推進法」 関連等施設	10,213.96	665,003,515	南部総合スポーツセンター拡張用地ほか
合 計	86,532.83	8,986,427,695		

18 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する

基金の額 20,133,732千円（平5.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる（貸付利率 年3分）

19 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8ヵ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

(1) 建物概要

所在地	手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工期	着工 昭和54年3月17日 竣工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円
財源内訳	基金 62億5,000万円 起債 47億3,000万円 一般財源 2億4,000万円
事業費内訳	建築工事 65億3,000万円 設備その他工事 36億6,000万円 委託費 5億6,000万円 備品費 4億7,000万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望

ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地	花畑町9番1号（市役所別館内）
開設年月日	昭和61年1月11日
敷地面積	703.43㎡
建築面積	434.99㎡
延面積	3,401.21㎡（駐車場部分：1,742.96㎡）
構造	鉄骨造 8階建（一部半地下）
建設費	388,000千円
収容台数	740台
利用台数	4年度 延387,061台

20 総合支所

総合支所は、平成3年2月1日の熊本市・飽託郡4町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設されたものであり、建物は旧町役場を使用している。

総合支所の組織は、旧町地域住民の幅広い行政ニーズに対応するため、総務課、税務課、市民課、福祉衛生課、経済課、建設課の6課及び河内総合支所管内に芳野出張所を設置し、住民サービスの確保、福祉の向上を図っている。

(1) 建物概要

	北部総合支所	河内総合支所
所在地	鹿子木町66番地	河内町船津2069番地5
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建
敷地面積	9,294㎡	2,489㎡
建物延面積	3,479㎡	2,766㎡
職員数	58人	53人

	飽田総合支所	天明総合支所
所在地	浜口町104番地	奥古閑町2035番地
構造	木造2階建（一部鉄骨）	木造平家建
敷地面積	1,863㎡	7,426㎡
建物延面積	929㎡	937㎡
職員数	44人	51人

(注)職員数は、平成5年5月1日現在

(2) 熊本市みかんの里振興センター

みかん農業を中心とした地域経済の振興と住民の生活文化向上の施設として建設されたものであり、分館として果樹試験場記念館がある。

設置主体	熊本市
所在地	本館 河内町船津791番地 分館 河内町船津820番地1
敷地面積	20,203㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート3階建 分館 木造2階建
建物延面積	本館 1,475㎡ 分館 161㎡
総事業費	554,570千円
開館	平成3年6月1日
主要施設	会議室、生活実習室、多目的ホール、展望ホール、事務室

施設使用料

施設名		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間
		午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで		
本 館	多 目 的	全 面		2,600円	3,400円	3,400円
	ホ ー ル	2 分 の 1		1,300	1,700	1,700
		第 1 会 議 室		1,500	2,000	2,000
		第 2 会 議 室		800	1,000	1,000
		第 3 会 議 室		200	300	300
		第 4 会 議 室		200	300	300
		第 5 会 議 室		200	300	300
		第 6 会 議 室		1,500	2,000	2,000
		第 7 会 議 室		800	1,000	1,000
	生 活 実 習 室		1,000	1,500	1,500	

利用状況

年度	区分	会 議 室								施設見学 (人)	
		第 1 会 議 室	第 2 会 議 室	第 3 会 議 室	第 4 会 議 室	第 5 会 議 室	第 6 会 議 室	第 7 会 議 室	多目的 ホ ー ル		生 活 実 習 室
4		44 件	107	0	0	0	58	18	151	30	大人11,198 子供 2,698 計 13,896
		2,716人	1,741	0	0	0	2,443	325	7,948	1,244	

(3) 熊本市天明コミュニティセンター

生涯学習と芸術・文化活動の利用に供するとともに、児童の健全育成を図るために建設されたものである。

設置主体 熊本市

所在地 奥古閑町2035番地

構造 鉄骨2階建一部3階

建物延面積 2,747㎡

総事業費 841,897千円

開 館 平成3年6月15日

主要施設 大ホール(401名)、大会議室(120名)、図書室、和室、視聴覚室、事務室

施設使用料

区 分		時 間		午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
		平 日	土 曜 日、日 曜 日 及 び 休 日			
ホ ー ル	平 日			3,000円	4,000円	5,000円
	土 曜 日、日 曜 日 及 び 休 日			4,000	5,000	6,000
会 議 室				1,300	1,500	1,500
視 聴 覚 室				1,300	1,500	1,500
和 室	A 室			650	750	750
	B 室			650	750	750

利用状況

年度	区分	大 会 議 室	視 聴 覚 室	和 室	ホ ー ル
		4	274 件 7,197 人	165 2,806	173 2,319